

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

30番田中敏雄議員から遅刻する旨の、3番高橋聖悟議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から、随時監査報告書及び例月現金出納検査報告書並びに財政援助団体等監査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎一般質問

○佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 青 山 豊 議員

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員に発言を許可いたします。

5番青山豊議員。

【5番（青山豊議員）登壇】

○5番（青山豊議員） 12月定例会の一般質問、トップバッターを務めます会派ニューウェーブの青山豊でございます。

本日は、金沢小学校6年生の皆さんが傍聴においでです。金小の皆さんは本当にまめに傍聴に来ていただいて、本当にありがとうございます。市政にそして議会に関心を持ってくださることを本当に感謝いたします。皆さんが学校生活を送っている金沢というまちは、世界遺産に登録された平泉と密接なかかわりを持っている本当に歴史のあるまちです。その歴史のあるまちに住んでいることを誇りに思い、いや、誇りではないですね、難しい言葉で言うと矜持です。後で意味を調べてください。矜持を持って未来へと羽ばたいて行ってほしいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問は2件であります。

1件目、交流人口増加施策について。宿泊を伴うコンベンションの誘致強化に取り組む考えはあるかどうかお聞きします。

国そして県が観光を戦略産業として位置づけ、発展させようという動きが加速化してきています。先日の秋田魁新報の報道によると、県は観光振興に向けて来年度新たに部を設置する方針を決めたようです。交流人口を増加させ、地域経済に効果をもたらす活性化させるためには、さまざまな施策を考え実行し続けなければなりません。昨年の12月定例会で私が質問したスポーツ合宿、大会の誘致もその一つの方法です。提案した手前、その後の動きを自分なりに追っていますが、スポーツ振興課を中心に誘致

活動に取り組んでおられることで、提案したかいがあったなと思っております。

さて、コンベンションというのは、多くの人々が集う大会や総会、会議、学会のことを指します。国内には数多くの組織、団体が存在します。

ちょっと横道にそれますが、田中宏和の会という団体があるのをご存じでしょうか。17年前、ある1人の田中宏和さんが、自分と同姓同名の田中宏和さんがプロ野球のドラフト会議で指名されたことに衝撃を受け、同姓同名の追求を開始、その活動がメディアに取り上げられたことにより、田中宏和さんのもとに全国各地の田中宏和さんが集い始め、田中宏和さん同士の交流が始まります。その活動は徐々に広がり、ついに今年の10月、東京お台場にて田中宏和全国大会が開催されるまでに発展しました。

このように、どんな形態であれ組織、団体にコンベンションはつきものです。年間にするると膨大な数のコンベンションが全国各地で行われていると推測されます。私は、今年の1月、ノースアジア大学で行われた観光学シンポジウムを聴講する機会に恵まれました。その際、パネリストの1人である穂積志秋田市長から、秋田市は観光政策の一つとして国内外のコンベンション誘致活動に積極的に取り組んでいるというお話がありました。調べてみますと、秋田市の誘致活動は今に始まったことではなく、平成16年に既に当時の運輸省より国際観光都市の認定を受けておりました。そして、今年度から秋田コンベンション観光協会に委託料250万円を拠出し、活動を強化させています。それは宿泊施設のベッド数や会場となり得る施設の規模などを現状分析し、500人から2,000人規模で分科会が10以内のものをピックアップするなど戦略的であり、既に来年度11件のコンベンションが確定し、再来年は今のところ8件の見通しが出ているようであります。

横手市においても、今年の5月に全国美術館会議が開催され約400名が来横し、会場となったホテルその他に経済効果を生み出しました。また、来年には商工会議所青年部の東北ブロック大会が横手で開催されることが決定し、横手商工会議所青年部が登録1,000名を目指したPR活動を始めています。まだほかにもさまざまな団体や組織のコンベンションが横手で予定されていると思います。しかし、それは結局のところその組織、団体の開催地のローテーションによって決まる場合が多く、秋田市のように戦略的ではないことは確かであります。横手市の場合は主に200人から300人規模のコンベンション開催が妥当と思いますが、その人数の開催でも地域に経済効果をもたらすものであり、また、横手を知る、そして横手を好きになって再度訪れる人を増やす機会でもあります。

横手にはコンベンションを開催するのに適した施設が全市的に存在します。これは全国規模の野球大会を開くことのできる球場が複数あると同様、合併によるメリットであります。そのメリットを生かし、例えば市の職員プラス民間から発想力のある方を非常勤職員として採用しプロジェクトチームをつくるとか、横手市観光連盟と連携するなどさまざまな方法はあるかと思いますが、コンベンション誘致に戦略的に取り組む体制をとっていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせください。

続きまして2件目、任意である高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成についてお伺いします。

肺炎は日本人の死因の4位、秋田県内でも4位に挙げられています。そして、肺炎で亡くなる方の

95%は高齢者であると言われていています。肺炎球菌は70歳以上の方の市中肺炎で最も多い起炎菌で、気管支炎、中耳炎、髄膜炎などを引き起こす細菌の一つです。高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用は、横手市内の医療機関においては1回当たり5,000円から8,000円台となっていて、接種することにより80種類の型のうち23種類に対して免疫をつけることができると言われております。これで肺炎球菌によって生じる肺炎の約80%を予防することができると言われており、医療費の削減にもつながると思います。また、1回接種すると5年間は効果が残ると言われ、重篤な副反応はまれです。

以上のようなことから、近年、この高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を行っている自治体が増えており、その数は全国で約300自治体に上っています。助成内容はさまざまですが、対象は70歳以上、助成額は3,000円という自治体が多いようです。県内では北秋田市、小坂町、上小阿仁村が実施しており、そのうち北秋田市では65歳以上を対象に3,000円の助成という内容になっております。9月30日の段階で横手市の70歳以上の人口は2万4,718人、この方々を対象として3,000円の助成で5年かけて接種した場合、年間約1,500万円、接種人数を50%と見込むと750万円の予算が必要になります。現在、任意接種である子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種については国や県の負担を含めた助成を行っております。高齢者肺炎球菌ワクチンも国・県に働きかけ、助成への道を探ることはできないものでしょうか。

3.11東日本大震災で甚大な被害をこうむった岩手、宮城、福島は、日本赤十字社、医師会とともに70歳以上を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの無料接種を実施しています。世界各国の赤十字社を通じて寄せられた海外救援金を財源としていますので、自治体の費用負担はありません。しかし、この事業が救援金を使って行われているという事実は、とりもなおさず高齢者における肺炎リスクの危険性が大きいものがあるということを示していると思います。

今、町内会や自治会活動の中心を担い、地域を支えているのは、紛れもなくそして現実的に高齢者の方々です。市長の所信説明にもありましたが、秋田県はついに高齢化率全国ナンバーワンとなりました。高齢化社会というと何となくマイナスのイメージが付きまとうのですが、市長はこうも言っています。

「高齢者が元気に社会に参加できる仕組みを整え、高齢者の力を生かせる新たなモデル社会を目指す」、そのとおりだと思います。ピンチは逆にチャンスにもなる、横手市が高齢化社会の先進地として確立されれば、そのモデルを日本全国に、いや世界に売ることができます。そのためには、今元気な高齢者がこれからも元気で暮らせる、それが前提です。そして、その前提となる施策の一つに高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成も数えられるのではないのでしょうか。前向きな答弁を期待して、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 私のほうから、まず1点目の人口増加施策につきましてお答えを申し上げたいというふうに思います。

議員からのご説明がございましたけれども、全国規模の集会や学会、いわゆるコンベンションの大きな魅力は、飲食を伴う宿泊が多く、あわせて会場周辺の観光地への入り込みも期待できることから、確実な地元経済効果が見込める点にあると認識いたしております。議員も触れておられましたけれども、秋田市におきましては宿泊業、飲食業、運輸業など30近い業種から230余りの企業、団体を賛助会員に持つ秋田観光コンベンション協会が市内への誘致を重点事業ととらえまして積極的に活動を展開されております。

コンベンション誘致の際の課題でございますが、これも議員が触れておられましたけれども、会場の選定に際しまして、全国規模の組織、団体の場合におきましては、各地方、各県の持ち回りのケースが多いという現状があります。また、経営施設については、横手市内の宿泊施設では1席の宴会場におきましても最大で400人程度の収容能力でありまして、受け入れ能力の面も課題として挙げられるというふうに思っている次第でございます。

しかし、全国には多種多様な企業、団体があります。横手市の受け入れ条件にマッチするコンベンションも多数あるものと思われまます。誘致活動の中で、行政においては全庁を挙げた取り組みとして、関連上部団体、外郭団体からの情報収集に努めまして、横手を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、横手市観光連盟を通しまして、民間事業者を巻き込んだ新たな観光振興策とすべく、現在策定中の観光振興計画に盛り込むことを検討してまいります。誘致に関しましては、宿泊施設自体の営業努力も重要となりますので、宿泊施設が行う営業活動の内容にコンベンション部門を加えることができるような行政としての支援策も先進自治体の事例等を参考に検討してまいりたいと思っております。

2つ目の高齢者医療についてでございます。

成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、これは議員のご指摘とは若干数値は違うわけではありますけれども、全国で約400の市町村で接種費用に対する公費助成が実施されておまして、65歳以上の高齢者の推定接種率は約11%となっております。また、県内では、これはご指摘があったとおりでございます。3市町村におきまして2,000円から3,000円の助成を実施いたしておるようであります。

国におきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の来年度以降の継続実施の検討に当たりまして、成人用肺炎球菌ワクチンを加えた4種事業としての実施もあわせて検討されております。市においても、各種の感染症の予防や発症予防、さらには重症化予防のためには予防接種は重要であると認識いたしておまして、各種予防接種の知識の普及と接種費用の助成を図りながら接種率の向上に努めているところでございます。成人用肺炎球菌につきましては現在助成を実施いたしておりませんが、今後、国の動向を注視しながら、保健衛生と高齢者福祉の総合的な施策の中で助成を検討してまいりたいと、このように思っている次第でございます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） ご答弁ありがとうございました。一つ一つ再質問をしていきたいと思ひます。

まず、コンベンションの誘致について比較的前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。でも課題も、私や市長が言ったように2つほどあると思ひます。ローテーションの課題というのがあります。やっぱり私もいろんな団体に所属して、大体5年先ぐらひは大まかな開催地というのが決まっています。例えば来年は東北地区だよとか、再来年は四国だよとか。東北大会のほうに限ってみると、来年は秋田、あるいは再来年は青森のどこかの都市というふうにローテーションが決まっています、なかなか見通せないというか、これ以上増やせないというか、そういうことがあろうかと思ひます。ただ、近年、いろいろ調べてみると、そういう開催地のローテーションに当てはまっているのにもかかわらずやれなかったというケースが、いろんな問題で、そこの組織の会員の減少とか活動の頻繁さなどそういうのを含めて、なかなか全国大会、東北大会が来てもやれない組織があるというふうに聞いております。ですから、その点も考慮すると、ローテーションというものはあるんですが、それを打破するような環境にもなっているということをちょっとお話ししたいなと思ひています。

まさに秋田市はそこのところに目をつけていまして、もしローテーションがあつて、そこでやれなかったら秋田市に来てくださいというやうなやり方もしています。もっと細かく言うと、実に戦略的というか積極的な誘致をとつていまして、まず、観光庁から全国の組織、団体のデータを買っているそうです、10万円で、CD-ROMで。それをリストに起こして、今3,600件あるみたいですが、その中から秋田市のコンベンションの規模に合ったものをピックアップして、これが685件ぐらひあつたそうですが、その中から電話で営業して、反応のあつた組織、団体のところに直接出張で行つて声をかけると。今年80件ぐらひ行つたそうですけれども、その中で来年11件、再来年8件というやうな、そういうコンベンションを確定させてきたらしいです。

やっぱりそういうやうなローテーションを打破するやうな環境というのものもあるので、それにこだわらないでと言つていいかわかりませんが、そのローテーションも考えながら、それも戦略の一つに上げながら打破していくやうな、そういう誘致活動を展開していつてもらいたいなという気がするんですが、その部分をいま一つお伺ひします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、秋田市における事例をお聞きいたしまして、なかなか用意周到にされておるなというふうにな率直に思つた次第でございます。私どもはコンベンションという特定の部門はまだ設けておりませんので、今ご教示いただいた部分については我々にとつても一つの参考にしなければならない事例かなというふうに思ひます。もとより秋田市と私どもとはキャパシティの違いがありますので、観光庁のデータの中に我々が取り組めるやうな例があるかどうかというのは、早速調べてみたいなというふうに思つております。

それと同時に、これも議員からご指摘があつた突発的な開催と申しますか、受け入れ予定地ができなくなつてどうだろうかと振つてこられるケースというのは決して少なくないというふうにも思ひます。

実際、そういう例に出くわしたことが一、二度ございましたので、そのときは対応するようにいたしましたけれども、意図的にそういうのに、アンテナを高くしながらあるいはある種営業活動もしながら、そういうのに柔軟に対応できる地域だというふうな売り込みもやはりしていく必要があるだろうというふうに思います。

近年は特にスポーツコンベンションという考え方もあるようでございまして、スポーツ団体が結構これに取り組んでおられます。特に横手市においては野球連盟が大変積極的でございまして、野球連盟からこんなイベント、野球大会があるんでというようなお知らせを開催前にご案内があつて、積極的にそれに対応してきた歴史がございまして。これもやはりいろいろなスポーツ団体の組織力と申しますか、これが伴わないとなかなか難しいようでありますけれども、我々としても体育協会等々とやっぱり連携をとりながら、そういう面においても受け入れる方向性を示して、ぜひ体協の皆さんにも傘下のスポーツ団体の方にもご協力いただくようなこともしていかなきゃならないだろうと思います。

先ほど答弁いたしませんでしたが、コンベンションを主として取り扱う部署というのは今はないんでありますけれども、観光連盟というのがございまして、そういう中にコンベンションにかかわる機能を持たせる検討も振興計画の中で取り入れながら、ぜひいろいろな、多方面にわたる取り組みをしてまいりたいと、そのように思う次第でございまして。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） ありがとうございます。

市長もおっしゃっていましたが、このコンベンションの誘致というのは本当に数ある交流人口の増加の施策の中でも結構数字がはっきりと見通せるものではないかなと思います。私も、さっきから商工会議所青年部の話が出ていますけれども、議員になる前に結構その活動をやっていたりして、岩手県に泊まりがけで会議に行く機会が多かったです。行くと大体1万5,000円は最低でも使うんです。会議に出てから懇親会があつて、そこでお金を払います。もちろん2次会にも行きます、お金を払います。気分が乗っていれば3次会にも行きます、お金を払います。ホテルに泊まります、お金を払います。次の日、会社とかにお土産を買って帰らないと怒られますので、お土産を買います、お金を払います。となると、どう考えても最低でも1万5,000円は必ずその行くところに払ってしまうという、そういう現実があります。

こういう規模の、200人ぐらい、300人ぐらいの規模の会議があつて、1人1万5,000円払って、これが、まめに横手が誘致して年間10回今より増えるとなると、やっぱり最低でも3,000万から4,500万円の経済効果というのが生み出されていくわけですので、ぜひそういう観点からも積極的に、今市長から前向きな答弁が得られましたので、やっていただければなというふうに思います。

それを前提として、登壇のときの質問で、200人から300人規模が横手はちょうどいいだろうというようなことを私は話をしました。これは今横手市の宿泊施設のベッド数が2,000ベッドであるということと、あと、横手市の大会ができる、これは大会と宴会セットではなくてとりあえず大会ができる施設で

す、これを調査してみました、自分なりに。行政の皆さんの協力も得ましたけれども。秋田市のコンベンション協会のホームページは50人以上入れる施設というのを紹介しています。50カ所ありました。それに基づいて調べてみたら、横手市の場合、100人から200人入れる施設が16カ所、200人から300人入るところが11カ所、400人から500人入るところが、ちょっとこれ薄くて2カ所、500人以上入るところが10カ所、合計39カ所あります。秋田市とそんなに遜色ないような気はします、施設にすると。ただ、宿泊施設のベッド数が半分以下ということもありますので、そこら辺が難しいと思いますが。

こういった、これは私の調査ですので、1人の調査だから限界があるので、これはぜひ今度行政のほうでうまく横の連携をつなげていただいてしっかり調査してほしいと思いますし、あと、過去のデータですね、ホテルとか宿泊施設とかそういうところに聞いて、過去3年間どんな全国大会、どんな東北大会がどれだけ来たかと、規模はどうだったかというような過去のデータをやっぱりまとめてデータ化する。それによって、じゃ横手市でコンベンションを開催できる適正規模は幾らかなど。私が200人、300人規模と言っているのは、私個人の分析ですので、そういったことをきちっとまず現状分析する必要があるんじゃないのかなと思います、そこら辺はいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私も今の会場、合計39カ所あるというような内訳について教えていただきまして、そんなにあったかなというふうに率直に思った次第でございます。これは会議の中身とかいろんなことによって制約は多分ある、あるいは足の確保とかいろんな問題はあると思いますけれども、しかしこれだけあるというのは、いろいろな、ふだんから地元の人も含めて利用されているのが大半であろうかと思っておりますけれども、使えるということについてはそのとおりでございますので、これは我々なりにもう一度確認をしていかなきゃいけないと思います。我々の宝でございますので。

あわせて、今ご指摘があった、横手市内における宿泊施設の過去におけるコンベンションにかかわる営業データと申しますか、これはちょっとうちの担当が調べておったかどうか、確認いたしますけれども、調べておらないとすれば、いろいろ聞き取りをさせていただく必要性はあるのかなと。感覚的には、あの大会があって何人ぐらいが来たかという話はよくするんでありますけれども、感覚の話でありますので、これについてはぜひ調査をしてみたいなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） 何をするにも現状分析というのは本当に大事だと思いますので、その部分もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

横手市のほうでは結局まだコンベンション誘致の話は本格的にはなっていないんですが、本当に秋田市を初めほかの自治体ではかなりやっています。同じ規模の都市を見ますと、長崎県に大村市というところがあって、人口規模は9万3,000人です。横手市よりもちょっと少ないです。ただ、ここが一生懸命やっけていて、誘致するのに非常に有利な環境というのがあって、それは、大村市には長崎空港があるんです。だから、全国大会となれば、長崎空港においてあとすぐ行けばいいというのがあって、

大村市は非常に恵まれた環境にある中でコンベンション誘致を一生懸命やっているというふう聞いております。さっき2次会と言いましたが、2次会の紹介もしているみたいですし、あと、会場に飾るお花を提供しているらしいです。本当に細かい部分ですが、でも細やかな気配りという面では非常に参考になるなというふうに思います。

先進地との情報交換というのも非常に必要で、秋田市は7都市情報交換会というのを年4回やっているらしいんです。これは同じ規模の都市、旭川、前橋、岐阜、姫路、松江、鹿児島、秋田市というようなことで、年4回コンベンションの主催者を紹介し合っているんだそうです。要するに、今年秋田にこういう全国大会が来ました、その全国大会の主催者をほかの6都市に紹介して、次どうですかというふうな形でうまく連携を図っているという例がありました。

これから横手市がやるに当たって、横手もどこかとできるんじゃないのかなというふうに私は思いました。それは、B-1グランプリというかB級グルメのまち、これは全国各地にあって、市長もいろんなところと仲よくしていると思います。食というのはこれもコンベンション誘致の中の有利な材料の一つだと思います。これまた私の経験から言うとあれですが、岩手県に行くときに、今度は大船渡に行くと、行くか行かないか迷っているときに、ああ大船渡にはこういう海鮮どんぶりの店があったとか、あと、盛岡でやるというときには、これも行こうか行かないか迷っているときに、盛岡はそういえばじゃじゃ麺があったなど、じゃ行こうかというような、そういうのが、単純ですけどもこれがコンベンション開催の有利な部分だと思うんですよ。ですので、横手焼きそば、せっかくこうやって盛り上がってきて全国各地のB級グルメのまちと連携しているという中で、B級グルメのまちの中でコンベンション誘致をやってみようというようなことがあってもいい。そういう情報交換の場をぜひ市長が先頭に立ってつくっていただきたいなど。そういう発想もあるんですが、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご承知のとおり、横手市は食と農からのまちづくりということを標榜いたしておりますが、そういう関連の中で、横手焼きそばも含めてさまざまな地域の、十文字中華も含めておいしいものがたくさんあるという話を情報発信をいたしております。交流人口対策の中で、いろんな観光にかかわる媒体の露出度を高めるというのが大事だということで、旅行雑誌の会社だとかそういうところにもよくお邪魔いたします。そういうときにやはり真っ先に言われるのは、見る観光だけではなくて、さわる観光というか、あるいは食べる観光というか、そういうところが必ず必要だということを言われます。さわるというのは体験という意味でありましょうし、食べることについては、今議員ご指摘のように、せっかくそこまで行くんだからその土地ならではのというようなことになるのはごく自然なわけでありまして。そういう意味で、食の文化、あるいは食の産業の振興というのはとても大事だなというふうに思っ一貫して取り組んでまいりました。

そういう観点でいきますと、コンベンションというのは観光の大きな柱でございますので、やはり魅力的なまちになっていないと、会場がありますと言ってもなかなか来てくれないだろうと思います。や

っぱりせっかく行ったからには、会議で行ったんだけどおいしいお酒も飲む機会があればいいとか、食べ物だとか、あるいはせっかくだからちょっと見るところはないかとか、経験するところがないかとか、お土産はあるのかしらと、こういうようなトータルでまちの魅力を高めていく努力と相まってコンベンションというのは立派に成り立つものじゃないかなと思いますので。そういう努力は少しずつしてまいりましたけれども、もっとしていく必要があるということ強く感じました。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） 魅力的なまちという話がありました。私も、今は総務文教委員会ですけども、前は産業経済委員会で行政視察に行くと、よく観光の視点からそのまちを見ることがあります。よく高橋大さんとは、一緒に委員会でしたので、このまちは横手に比べてこういうところが足りないねとか、逆にこういうところがすぐれているねとか、そういう話をよくしていたものだなと思いました。そう考えて、全国的に比べればまだまだ横手市は観光振興というか、そういう部分で足りない部分は多々あると思います。ですから、今、観光振興計画をつくっていると思うんですが。ただ私は、横手は観光で飯を食うという言い方は変ですけども、観光立市になるようなそういうポテンシャルというのは秘めていると思うんです。

よく県内のほかの自治体の知り合いとかのところに行くと、必ず横手は頑張っているねと言われるんです。足元にいると結構わからないんです。何を頑張っているのと聞いたら、観光を頑張っているじゃないと、人がよく来るじゃないというふうに言われます。それはここにいれば本当に当たり前のことなのかどうかわかりませんが、気づかない部分だと思います。横手よりも観光資源がいっぱいあるまちというのは県内にもたくさんあるんですよ、正直言って。ただ、そういう人たちからうらやましがられるということは、そういう部分において私は横手というのはこれから頑張っていく要素があると思いますし、観光立市の宣言をするような、そういうような可能性を持っていると思いますので、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

2番目の高齢者肺炎球菌ワクチンの話に移ります。

国のほうでいろいろ動きがあるようなんですが、これは県と一緒にぜひ進めていってほしいなというふうに思います。というのは、この肺炎というのは県全体で考えていかなければならない課題の一つなんだそうです。

秋田県のホームページに統計のデータのページがあります。ここに秋田県が乗り越えるべき指標というのがデータでありまして、28個もあります。中には新規の就業率とか、あと水洗化、人口比率とか、あと婚姻率とか、個人的に非常に申しわけないなと思っているんですが、そういうのもある中で肺炎による死亡率というのがありました。これは人口10万人当たり秋田県は142.9人でワースト3位です。高知とか山口に次いでワースト3位。そういうような現状がありながらも、県のほうでは今動いているのか動いていないのかちょっとわかりませんが、結局県内の自治体でやっているのは北秋田市を含めまだ3市町村だけだと。これはもうぜひ県と一緒に乗り越えていかなければならない課題だと思いますので。

私が佐竹知事と会う機会は余りないと思います。市長は会う機会がたくさんあると思いますので、会うたびにこの高齢者肺炎球菌ワクチンの話をぜひして、一緒に国に行きましょうとか、そういう感じで言っていたきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 平成21年のデータでありますけれども、高齢者で肺炎で亡くなった方は当市で128人おられるという数字がございます。これが突出して多いかどうかという判断はいろいろ検証しなければならないわけでありまして、確かに少なくない数だなというふうには思っております。

秋田県においても、課題として肺炎で亡くなる方、これはこれからもうちょっと検討しなければいけないわけでありまして、純粹に最初から肺炎になるということよりも、プロセスとして誤って御飯を飲み込んで、誤嚥による肺炎というような部分もどうもあるようであります。そこから肺炎を発症すると。そういう食事指導とかさまざまな部分もやっぱりあるようでございます。それも含めて、肺炎球菌、これが効果を発揮する部分も当然あるわけでございますので、多分県も同じ認識ではないかなと。高齢化先進県というような余りありがたくない地位になってしまいましたので、県の認識も多分そうだと思いますので、ぜひ県にもこれからも強く働きかけをして、できれば全県一斉にやれるようなのが望ましいと思いますので、そういう努力をしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） ぜひ知事に会うたびに言ってもらいたいなというふうに思います。とはいえ、国・県が今検討中であるとはいえ、すぐに動くかということも少し疑問の部分もあると私は感じております。

北秋田市の例を細かく調べてみました。これは北秋田の若い議員さんにちょっと協力してもらって調べたんですが、65歳以上の人口、北秋田市は1万2,851人いるそうです。助成額が今年度60万円の予算を計上していました。要は1万2,851人のうち200人を見込んでいるんです、接種する人が。ですので、そんなに多くはない人数、これが上がれば非常にいいわけなんです、そんなに多くない人数で200人というふうに見込んでいます。過去のデータ、北秋田市の接種した人を調べてみると、平成20年、平成22年も大体200人台でした。ですから、そういうふうな計上をしたと思います。

先ほど、70歳以上全員が受けると1,500万円、半分が受けると750万円もかかるという話をしましたが、これは私個人の思いで、やっぱり接種していただく人が多ければ多いほどいいなという思いで言った話でありまして、接種率を北秋田市の例で当てはめてみると、横手市もそんなにかというか、予算はかかりますけれども、大体年間で150万円くらい何とか予算で出せば、高齢者肺炎球菌ワクチンというのは現実的な話になってくるんだと思います。

多分北秋田市もこういうことを少しずつやりながら、そして成果を見せて県とか国に訴えるような姿勢であると思うんです。ですから、国・県に言うだけじゃなくて、まず市のほうでやって見せるという姿勢も大事なのかなというふうな気がします。その部分はどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 直接この件についてまだ県の担当の方とお話しした経緯がございません。どの程度の問題意識を持っているかということも私自身まだ承知いたしておりませんので、まずは県のしかるべき方と話をしてみたいなと思います。そういう中で、この問題についてどういうスパンで物を考えているだろうか。その中で国からの情報も多分とれるというふうに思いますので、もうちょっと時間をいただきながら検討していきたいなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菅原恵悦 議員

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員に発言を許可いたします。

17番菅原恵悦議員。

【17番（菅原恵悦議員）登壇】

○17番（菅原恵悦議員） 皆さん、おはようございます。会派市民の会の菅原です。

早いものでもう12月になりました。この1年間を振り返りますと、3月11日の東日本大震災の被害は想像を絶するもので、国土のみならず多くの人々の心にも大きな傷をもたらしました。しかしながら、この大震災に対しての被災者の我慢強さ、礼儀正しさは世界に喧伝され、後に起きたトルコ地震の際には、日本を見習おうの声が上がったと報道されました。また、がんばろう東北、がんばろう日本のかけ声のもとに被害へのお見舞いと、1日も早い復旧・復興を願い日本国内はもとより世界各国から激励や支援の手が差し伸べられたことはご存じのとおりであります。横手市においても、年初めの降りやまぬ豪雪により果樹や農業施設、住宅などが大きな被害を受けました。

そんな自然の猛威をまざまざと見せつけられた年でありましたけれども、10月29日から11月4日まで開催された第134回種苗交換会では、天候もお手伝いして、史上2番目という108万2,000人の来場者があったとのことでもあります。これは明るく元気に接待する横手市の皆様の姿が多くの人たちにこれまでにない感動を与えた結果であると同時に、横手市民の力だと思えます。また、12月3日と4日に第42回秋田県中学校新人バスケットボール大会が横手市を会場に開催されました。全県から16チームが参加した中で、統合2年目の十文字中学校女子バスケットボール部が見事に優勝いたしました。こうした生徒の頑張り、努力は、市民の皆様にも力と感動を与える明るいニュースであります。今後のさらなるご活躍を期待したいものです。まことにおめでとうございました。

それでは、通告してありますごみ処理統合施設整備事業について質問をいたします。

この施設整備事業については、昨年12月の定例議会において、どの地域に建設するにしても建設予定地域住民の理解を得られるよう努力を積み重ねて、その上で建設に向かうべきだという私の考えを市長に申し上げました。その際、市長からは、「最終的に議会の判断を仰ぐべき事案なので、一緒に考え、議論をし、その上で進めていく」との決意を伺いました。そこで私は、自分なりに議会の一員として何ができるのかを考え、ごみ処理対策の先進地や最新施設を見学し見識を深めることと、ごみ処理統合施設整備事業に関する会合等に極力参加し多くの方々の意見を聞くことが必要ではないかとの思いで行動をしてまいりました。また、それと並行して、市当局の建設予定地地域住民に対する対応を注視してまいりました。

市当局は、これまで各地域での意見交換会などで健康面への不安や周辺環境に対し不安の声も上がっていることもあり、8月7日にごみ処理に対する市民学習会をさかえ館で開催いたしました。この学習会では、ごみ処理施設の仕組みや最新の技術動向、周辺環境対策などを説明いたしました。参加者の方からは、とてもわかりやすい話で大変よかった、もっと早い段階で開催してほしいなどの意見をいただきました。また、道路整備や地域価値が向上するような環境整備の要望もあり、特に舗装が傷んでいる市道4路線の舗装、補修に係る経費は9月議会に計上され、議決されております。

その後、10月23日にさかえ館で市民有志の企画で開催される集会への案内をいただきました。これまではこうした案内にいろいろな行事が重なるということもありましてなかなか参加できませんでしたが、今回はぜひと、そういう思いで出席をさせていただきました。当日は、むのたけじ様から貴重なご意見を伺うなど、意義ある意見交換会となりました。意見交換会に参加した方からは、市側の出席がない、この地域に建設したいという理由がわからない、市側の説明が足りず誠意が見られないなど、厳しい意見が出されました。

当日、私に持ってきていただいたチラシといたしますか案内を見ますと、議題は「柳田地区ごみ処理統合施設（住民、市民と行政との合意形成）」、(1)住民、市民と行政との合意形成について、むのたけじ様講演予定。2つ目、保護者、住民の意見、県議、市議へのアンケート結果発表、3つ目、横手市長、副市長、環境部長との公開討論会、このようになっております。アンケートというのがありましたけれども、1つ目には、第1候補地、柳田工業団地内を選定した理由、2つ目には、第1候補地、柳田工業団地内を撤回した理由、第2候補地、十文字腕越地区を選定した理由、そして第2候補地、十文字腕越地区を撤回した理由、そして現最終候補地、柳田地区計画を断行する理由、そして市民、住民との合意についてとありますけれども、これは私も書くことができませんでした。しかしながら、出席をいたしましたので、その際には十文字腕越地区を撤回した理由はこうではないのかなというふうなことで、私なりに1つだけ申し上げたところであります。

そこで、10月23日、日曜日でしたけれども、この意見交換会にこのように記載されておりましたから市当局にも出席してほしい旨の案内があったことと思います。なぜ市当局からの出席がなかったのか、

まずお伺いいたします。

2つ目として、ごみ処理統合施設整備検討委員会は8月4日に第1回の委員会を開催し、これまで5回の委員会が開催され、11月18日には中間報告をいただいたとのことであります。月1回以上のペースで進められ、大変ご難儀をおかけすることに感謝申し上げます。この委員会の中では地域住民についての話は全く出なかったのかどうかお伺いいたします。あわせて、この先この委員会と地域住民との意見交換会のようなものを考えているのかどうかお尋ねをいたします。

3つ目、これまで市側が開催した事業説明会の中で、施設を統合する理由やいろいろな面での不安などの指摘もあり、市民の皆様は施設整備の必要性や施設を運用する中での安全対策など市側の考えを伝えたいとのことから、ごみ処理統合施設整備事業に関するお知らせを昨年11月15日より定期的に配布して1年が過ぎました。このお知らせは目的達成のために十分な成果をもたらしているのとらえているのかどうかお尋ねをいたします。

4つ目に、現在稼働している市内3カ所のごみ処理施設は大変老朽化が進んでいると言われております。例えば南部環境保全センターは平成4年から稼働しており、耐用年数の15年を四、五年経過しております。しかし、外側から見てはまだまだ使用できるような状況のように見受けられます。今議会でも、東部、南部、西部の3施設合わせて改修や修繕費用として1億1,000万円以上計上されております。こうした修繕、修理をしながら稼働することができる3施設の見通しについて、あと何年くらい可能だと判断しているのかお尋ねをいたします。

5つ目に、今回のごみ処理の問題に接し、我が家の台所を改めてのぞいてみました。生ごみの包装紙も一緒であります。私が子供のころは循環型社会でありましたから、どこの家庭でも自然に分別への取り組みができておりました。そこで、息子の嫁さんと話し合いながら分別を試みましたがけれども、残念ながら3日ともちませんでした。このように長年の習慣を変える取り組みにはそれなりの時間が必要で、簡単にはいかない現実を実感し、改めてごみ処理施設が現在の市民生活にとって必要不可欠なものというふう感じたところでもあります。しかし、将来にわたり私たちが心豊かに暮らし、誇りを持って住み続けていくためには、一人一人が大量生産、大量消費に支えられた社会経済システムや利便性のみを求める日常生活を見直し、環境負荷の少ない循環型社会をつくっていかねばなりません。循環型社会やごみの減量化に関心のある人は多いと思いますが、市としては何かきっかけがなければ取り組みないというのが実態です。このごみ焼却施設がこれだけ話題になっている今だからこそ、施設の建設と同時にこの先の横手市のごみ対策を考える必要があると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

6つ目ですけれども、市長は「ごみ処理施設整備に当たっては市民の皆様は安全安心を最優先していく」、あるいは「地域住民との信頼関係を築いていきたい」との考えを1年前に述べております。これはぜひとも実現していただきたいと思っておりますし、お願いをしたいと思います。そこで、今回の所信説明会で「全体を対象とする意見交換会を12月中に開催する」、あるいは「各町内会の皆様との意見交換会を

開催しながらごみ処理統合施設整備事業へのご理解とご協力をお願いしていく」と述べられました。これらは市長みずから率先して出席すべきだと私はと思いますが、その考えはあるのかどうかお伺いいたします。また、それぞれの立場や考え方の違いなどからいろいろな面ですれ違いもあると思います。だからこそ幅広く市民の声を聞くためにも、市側の主催だけではなくて、案内があった場合は有志の方々による集会等にも市当局からできる限り出席すべきだと思いますが、そうした考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

以上、前向きな答弁を期待して、壇上からの質問といたします。どうもありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ごみ処理統合施設整備事業につきまして6点お尋ねがございました。答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、去る10月23日に開催されました意見交換会につきましては、10月11日付でこの公開討論会の出席要請ということでご案内をいただいたところでありました。予定されていたテーマは、候補地の選定について、住民、市民との合意について、その他でございました。この日は私、公務で不在という事情もありましたが、建設候補地選定の経緯につきましてはこれまでも説明会や意見交換会におきましてもすべて公開の場で説明をさせていただいたところでもあります。また、住民、市民の皆様との合意につきましては、2巡目の意見交換会を継続しながら、昨年12月から調査をいたしております生活環境影響調査の結果や意見交換会で出された課題の検討状況について年内にご報告し、市民の皆様と意見交換をすることで事業へのご理解とご協力をお願いしてまいりたいとの考えから、出席をいたしかねる旨の回答をさせていただいたところがございます。

2点目に、ごみ処理施設整備検討委員会と地域住民との意見交換会のようなものと考えていないかというお尋ねでございました。この当該ごみ処理統合施設整備検討委員会につきましては、施設整備に係る環境保全基準、焼却施設、リサイクルなどに関すること、あるいは余熱の利用、施設の周辺環境整備に関すること、そしてごみの収集ルートとごみの分別に関することなどを学識経験者、各種団体の代表者、環境保全活動にかかわっている方に委員をお願いし、ご検討いただき、ご意見を伺って施設整備に活かしてまいりたいということで設置したところがございます。委員会の皆様と地域住民との意見交換会のようなものということでございますが、地域住民の皆様との意見交換会につきましては、市としては各町内会を回ってこちらがご意見を伺う中で、施設整備検討委員会には地域住民の皆様のご意見もあわせてご検討いただくということにしておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

3点目でございます。ごみ処理統合施設整備事業に関するお知らせについてであります。このお知らせは事業説明会での内容や資料をもとに作成いたしまして、全市の皆様に向けて毎月1回全戸配布をいたしております。これまで用地選定の経緯や計画の概要、説明会の様子、ダイオキシン類を初めとした公害対策の解説など、写真や図表、質疑応答を交えて第12号まで発行いたしました。このお知らせの

発行は、ごみ処理に対する市民の皆様のご理解を深めていただく一つの契機になったものと考えており、これからもお知らせを通じて市がどのように考え、どのように事業を進めているのかをわかりやすくし、しっかりお伝えしてまいりたいと考えております。

4点目の既存のごみ処理施設の老朽化についてであります。現在、市内にあります3施設の稼働年数は、東部環境保全センターが今年で28年目でございます。西部環境保全センターは21年目、南部環境保全センターは20年目を迎えております。ごみ焼却施設の建て替え時期につきましては、メンテナンスの状況によりまして一概には言えないものでありますが、おおむね20年から25年と言われている中において、最近におきましては特に機械設備の故障が多く発生している状況にあります。今議会においても緊急に修繕を要するものについて補正予算を提案しているところでありますが、中でも東部環境保全センターの煙突につきましては、専門業者による点検の結果、老朽化が著しく倒壊の危険があると判明したことから、緊急に大規模改修をしなければならなくなったものでございます。

また、議員もご承知でございますが、今年6月には南部環境保全センターの故障によりまして2炉のうち1炉が焼却不能となり、災害等緊急時における廃棄物処理相互協定に基づきまして、大仙美郷環境事務組合大仙美郷クリーンセンターへごみ処理を委託してございます。さらには、老朽化による処理能力の低下も著しく、東部環境保全センターの公称処理能力が1日当たり80トンに対しまして、現在は1日当たり50トン程度まで落ちております。その落ち込み分をカバーするために、南部環境保全センターの処理能力限度である1日当たり60トンのごみを連日処理している状況にございます。このように、現在の施設は毎日が綱渡りのような状況下にありますので、日々のごみ処理に支障を来すことのないよう、施設の維持管理には最新の注意を払ってまいりたいと考えております。

5点目のこれからのごみ対策についてでございますが、横手市の家庭系ごみ排出量につきましては、平成21年度が2万2,631トンだったのに対しまして平成22年度は2万2,151トンとなり、前年と比較いたしまして480トン、率にいたしまして2.1%減少してございます。平成21年度のごみ総排出量に対する市民1人1日当たりの排出量は、全国平均の994グラム、秋田県平均の983グラムに対しまして、当横手市は885グラムとなっております。また、平成21年度のリサイクル率につきましては、全国平均の20.5%、秋田県平均の17.2%に対しまして、横手市は17.5%となっており、県内13市では3番目に高いリサイクル率となっております。また、平成21年度のリサイクル率につきましては、全国平均の20.5%、秋田県平均の17.2%に対しまして、横手市は17.5%となっており、県内13市では3番目に高いリサイクル率となっております。

平成18年に策定いたしました一般廃棄物処理計画では、目標年度である平成27年度までに1人1日当たりの排出量を863グラム、リサイクル率を24%とする数値目標を設定いたしておりまして、この達成に向けてなお一層の取り組みをしてまいります。

家庭系ごみの分別につきましては、現在、東部地区では10分別、南部、西部地区では13分別、また、大雄地域は生ごみ分別収集のモデル地域となっているため14分別により収集を行っております。具体的には、瓶、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、古紙、古布、生ごみなどが資源化処理さ

れておりますが、可燃ごみとして焼却されているものにはまだ紙や布類、生ごみが多く含まれており、これらの分別、減量化を推進し資源化することが大きな課題となっております。このため市報やホームページなどを活用したごみ減量化への意識啓発、小・中学校や各種団体などを対象とした環境教育の充実を図るとともに、事業者から排出されるごみにつきましてもさらに分別、リサイクルが促進されるよう働きかけてまいります。

現在、ごみ処理統合施設整備検討委員会におきましては、分別収集体制や資源化処理方式などについて検討を行っております。それとあわせて、今後、平成28年度からの新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する必要があり、その中でごみ処理統合施設におけるごみの減量化、資源化計画、分別収集計画について具体的な施策を検討してまいりたいと思います。

6点目の市民との意見交換会についてであります。12月18日に生活環境影響調査の結果報告会をさかえ館で開催いたします。その際は私も出席し、皆様にごみ処理統合施設へのご理解をお願いしながら直接市民の皆様と意見交換をさせていただくことにしております。また、市民の皆様から集会などへの参加依頼があった場合には、日程を調整して可能な限り意見交換をしてみたいと考えており、引き続き各町内の皆様へ生活環境影響調査の結果を報告しながら、ごみ処理統合施設整備事業へのご理解とご協力をお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番（菅原恵悦議員） 大変前向きな答弁、私も一番最後のところの、ぜひとも市長には数多く地域住民と接していただきたいなという思いがありますので、ぜひ今答弁いただきましたように、なるべく本人が都合をつけて行っていただければいいなというふうに思います。本当に前向きな答弁でありがとうございました。ごみ処理統合施設整備事業は横手市にとって一大事業でありますから、市長が市民と一緒に真っ向からこの件について意見交換会をする機会は本当に何回あってもいいなと、こう思っております。ぜひその点も含めて努力していただきたいと思います。

ところで、今回いろいろと私なりに調査をしてみまして気になったところは、市当局では市内の3施設が老朽化が進み大変厳しい稼働状況だと言われますけれども、この施設が今現在どういう状態でどれだけ大変なのかということに関しまして市民の皆様がどれだけ周知をしているのかということにいささか疑問を感じました。

私自身も南部環境保全センターに平成4年から関係をしておりますし、20年を経過しながらそれでも比較的外観がよいものですから、職員の点検や修理修繕、こういうことでまだまだ使用可能だろうと、こういうふうに思っておりました。しかしながら、平成22年度は大小合わせて120件もの修理修繕をしたと、こういうことであります。これは2日か3日に一度必ず何かしら支障が生じたこととなります。

その主な要因を私なりに推察しますと、平成22年度、横手市の一般家庭から出る可燃ごみ2万2,151トンのうち1万3,500トン、約5割以上をこの施設で焼却しております。これは市内3施設がいずれ

も老朽化しているというふうなことのローテーションでやむを得ないというふうなことで、現在も変わっておらないと思いますけれども。本来この施設は増田、平鹿、十文字の3町から出る一般家庭ごみを焼却するためのものでありましたけれども、この3町から出ている今現在の一般家庭ごみの約倍の量を毎日処理しているということになります。したがって、施設内の機械類は頑丈にはつくられてはおりますけれども、消耗品でありますから、ごみの量が増えたことと耐用年数の過ぎたことが重なって次々に部品交換をしなければならない状態にあるのではないかと、こう思われます。

また、施設内の機械類は専門の技師が点検、そういうようなことをしても見逃してしまうという、そういう部品が多いと聞きました。ですから、職員が十分な点検をしながらも、先ほどお話しになりましたように、今年の6月には1カ月近く1炉を休止せざるを得なかった。このときの工事は、部品交換等の工事はたった2日、3日だそうであります。しかしながら、在庫のない部品がこういう施設の機械には多いというふうなことで、このときも発注してからの生産となりまして長い期間がかかってしまったとのことであります。また、施設内の機械類はこういうふうな在庫が常にないものですから、そういう不安を抱えながらの毎日の稼働だと、こういうことであります。

このような横手市のごみ処理施設の現在の状態を市民の皆様に周知することも私は市の大事な務めではないかなと、こういうふうに思っております。確かに報告はしておるかもしれませんが、しっかりと市民がそういう認識が持てるような方策も大事なことではないかなというふうに思いますけれども、市当局の考えをお伺いいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今議員から詳細にお知らせいただいた格好になってしまいましたけれども、我々も本当に、担当者一同、施設の良好な運転が何とか毎日続いてほしいなということを節に願いながら、特に施設の担当職員は神経をすり減らしながら日夜頑張っているところと申します。よくやっているなと正直思っているところと申します。こういう状況でありますので、残念ながら現時点においては応急的な処置と申しますか、どうしても後追いの補修、メンテナンスにならざるを得ないのは本当に残念でならないわけと申しますけれども、先ほど申し上げたとおり、今議会にも補正予算、1億1,000万円という多額な環境保全センターの修繕にかかわる経費をお願いしてございます。本当に心苦しく思っている次第でございます。

なお、私どもの担当は、とにかく施設の良好な安全を維持するために一生懸命やっているのではありませんけれども、そのことを、今議員からご指摘があったように市民の皆様の理解を得ると申しますか、的確に正確な情報を伝えるという部分においては少し足りない部分もあったという反省を私もいたしております。先ほど、お知らせ版についてのお尋ねもございましたが、これなどももう少し現況についてやはりしっかりお伝えする中で理解をいただく努力は我々はもっとしなければいけないというような反省を強く持っているところでございます。そのような努力をする中でご理解を賜りながら、そして良好な運転をとにかく続けられるように努力をしてまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) このごみ処理の統合施設事業については昨年の12月に市長といろいろ議論をさせていただきましたので、先ほども申しましたけれども、市長は最終的には議会の皆様に判断をお願いする事案だと、一緒に考え、その上で進めると、こういうようなことでありました。しかし、一緒に議論するにも私にはその建設候補地周辺の皆様の意向、これが全くわからないのが実情でありました。そこで、百聞は一見にしかずということから、10月23日は意見交換会に参加したところでありすけれども、そのときに、むのたけじ様の物すごいパワーといいますか、そういうものにも圧倒されながら、と同時に、私自身もこうしてはられないんだなと、そういう刺激も受けました。

そこで私は、建設予定地住民の意向を知るために、無記名であれば他人を気にすることなく1人でも多くの皆様が気楽に応じていただけるんじゃないかなということから、はがきによる無記名アンケートを実施いたしました。その報告を少しさせていただきますので、これは私が勝手につくったものでありますから、これに対して市長のご見解があればひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

こういうふうに私がつくっているいろいろやったものに、いろんな意見とかそういうのもありましたので、それも含めてご報告したいと思います。私はあの辺には土地勘がないものですから、さらには勝手なアンケートでありますから、市民の意向を把握する正しい数値ではありませんし、また1枚に複数の回答もあったというようなことで、返送された枚数と数字は一致しませんけれども、その上で申し上げたいと思います。

600枚配布いたしました。12月2日現在、152枚が返送されました。1つには「横手市が開催したこれまでの説明会や学習会についてお尋ねします」と。1つ目には「十分に説明会や学習会は行われたと思いますか」というふうなことには、13名がそうだと回答しております。2つ目に「十分ではないが説明会や学習会は行われており、一定の評価をしている」22。「説明会や学習会は全く足りず不満だ」これが82であります。「説明会や学習会は行われているが、もっと回数を増やすべきだ」39。「わからない、関心がない」が6。

もう一つ、次に横手市の対応についてお尋ねをいたしました。アとして「地域住民に対して誠意ある対応をしていると思う」32。イ「地域住民に対して誠意が全く見られない」109。「わからない、関心がない」が6。

また、152枚返送されましたけれども、このはがきにはご意見とか案もたくさん書いてありました。113枚に書いてありました。市民の思いが寄せられておりましたので、ほんの一部ご紹介をしたいと思います。

1「十分に説明会や学習会は行われている」に丸をして、「地域住民に対して誠意ある対応をしていると思う」に丸をした方は、「何事にもよいこと、悪いことはあると思うので、ごみ処理施設の建設を進めてほしいと思う」、もう一方は、「将来的に公害のない施設をつくるのが一番よいと思う。昔はあったと思うが、今はすばらしい施設です」と、こういうふうに書いています。

次に、「十分ではないが説明会や学習会は行われており、一定の評価をしている」に丸をして、「地域住民に対して誠意ある対応をしている」に丸をした方は、「市と市民の信頼関係が重要。私たちは建設は容認したいと思う。ただ、建設後の大気汚染や水質汚染の防止に全力を挙げるとともに、（公害が絶対発生しないよう）数値の公表と情報公開に努めてほしい。現在の原発行政のようにならぬように」と。もう一方は「場所の決定を市報で知った状態です。場所を決定する前の対応だと思います。同じ地区でも賛成、反対両方いると思います。安心の条件を詳しく話せばわかってもらえるのでは。ダイオキシンは大丈夫ですか」と。

3「説明会や学習会は全く足りず不満だ」に丸をして、「地域住民に対して誠意が全く見られない」に丸をした方は、「行政の進め方は一方的で不満だ。激怒している。私たち地域住民への説明が遅過ぎた。通学路、保育園、学校、住宅地、農耕地、商工地に余り近く、問題だ」。また、次の方は、「今回、ごみ処理建設予定地は横手の車の玄関口であり、高速の無料化などによる増大、また、去る1月11日の大雪による国道13号線交通麻痺、雪がおさまるまでは仕事になりませんでした。最初から混雑が予想される場所は不適です」。もう一方、「美術館6階から眺めて、どうしてこの環境のよいところに、人の集まるところに建設するのだろうと思いました。煙が西風とともに大屋新町、中野、牛首戸、中野方面に流れていきます。ほかの処理場の煙を見たとき、24時間この状態が続くのは住民にはたまりません」。

④「説明会や学習会は行われているが、もっと回数を増やすべきだ」に丸をして、「地域住民に対して誠意が全く見られない」に丸をした方は、「以前からの横手市の発表で建設は100%決定されてしまったものと思っておりました。勉強不足でした。汚染の可能性についても市からの説明不足、専門家でもない一般市民に説明会、勉強会が不十分、説明会には多忙でなかなか参加ができず、内容もつかめない家庭に詳しい文書の提示と意見発表の場を設けてもらいたい」。このほかにもたくさん寄せられておりました。

1人の方は提案といいますが、こういうことでどうだろうかという提案もありましたので、これもご紹介したいと思います。「それなりに誠意ある努力をされておりますので、私から一応案を投稿いたします。アンケートについて、市側の明確な説明が足りないとの現状とのことですが、市長の出席がない、市側の説明が足りない、誠意が見られない、このような状況では住民は全く理解できないのは当然だろうと思います。市当局のトップ、議員ともどもより一層の結束を図って堂々と説明できるだけの内容をきっちりと資料をつくり直すと、そういうことも必要ではないかと思います」。「（例として挙げますが）」ということで、「子どもたちの危険な通学路と下校の時間帯、歩道の確認、それから運搬車の道路等の利用時間帯、処理場の出入り口の時間帯、大型、中型、小型車の利用状況等の説明など、それから、ごみ処理場の使用時間、終始時間など、上記のような内容についてでも、地域住民に幾らかでも支障のないような説明をしていただければそれなりに理解が深まると思いますので、案として投稿いたしました」と。

こうした案をつくって手紙をくれた方もおります。本当に感謝を申し上げます、ありがとうございます

した。市長からもし、こういう今読み上げた市民からのいろいろな思いを受けまして何かありましたら  
よろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 こういう努力をされた議員に敬意を表したいというふうにまず思います。指摘され  
ましたというか、今議員が読み上げられた内容については、その多くが私どもが説明会、意見交換会で  
いただいた内容と重複するものがございますが、しかし、改めて今お話しされたことを我々なりに謙虚  
に受けとめまして取り組まなければいけないことだということを強く感じた次第でございます。特に最  
後の、提案された方の具体的な中身については全く同感でございまして、我々自身の努力不足はもちろ  
んございますので、もっと理解を深める手だてを今まで以上に講じてまいりたいと思います。ありが  
うございました。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 土田百合子 議員

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員に発言を許可いたします。

4番土田百合子議員。

【4番（土田百合子議員）登壇】

○4番（土田百合子議員） 4番公明党の土田百合子でございます。今日は、寒い中議場に足を運んでい  
ただき、大変ありがとうございます。

先月22日に公明党のボランティアグループ、石川慶子さん代表のひまわり会が釜石市ボランティアグ  
ループ、浜ゆりの会へ敷き毛布50枚を贈呈いたしました。主に仮設住宅のひとり暮らしの方や障害者  
の方へ手渡すことができ、喜んでいただきました。皆様にご協力いただいた5年間のアルミ缶回収が被災  
地に少しでもお役に立つことができ、本当によかったと思っております。このような活動グループを  
幾重にも広げていくことができたという思いでいっぱいであります。被災地の1日も早い復興を心よ  
りお祈り申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

1番、災害対策に女性の視点を、についてであります。

東日本大震災の教訓を受け、今後の防災対策に女性の視点を生かそうと女性防災会議を創設し、公明  
党女性議員900人が在住自治体の防災行政総点検を岩手、宮城、福島3県を除く全国658自治体で行いま  
した。具体的には、各自治体で地方防災会議や防災担当部局への女性の登用数、避難所の整備、運営に

女性の視点や子育てニーズを反映しているか、災害用備蓄物資に女性や乳幼児などのニーズが含まれているかなどチェックいたしました。

その結果、「現在、地方防災会議の委員に女性が登用されていますか」との問いに「いいえ」と答えた自治体が44.2%で、多くの自治体でまだ女性委員が登用されていない実態が明らかになりました。また、地方防災会議における女性委員の割合はゼロ%もしくは5%未満の会議が3分の2以上を占めています。さらに、地域防災計画を作成する際に女性からの意見を反映させた自治体は40.9%にとどまり、半数以上が防災計画に女性の意見が反映されていない実態がわかりました。

続いて、「避難所の整備、運営に女性の視点や子育てニーズを反映していますか」について「いいえ」と答えた自治体は47.3%に上がり、約半数の自治体が避難所の整備、運営に女性の要望を反映していない状況にありました。

国の第3次男女共同参画基本計画には、地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進が新たに追加されており、東日本大震災の復興基本法にも被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の声が反映されるべきであることが明記されております。さらに、復興基本方針にも、男女共同参画の視点から「復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する」とあります。ようやく国でも災害対策や復興への政策決定の場に女性の意見を反映させる環境を開き始めております。しかしながら、今回の防災総点検の結果において、防災、災害復興には女性の視点が生かされていない実態との結果であります。

公明党の国会議員が被災地を回ったときに聞かれたのは、着替える場所がない、授乳できるスペースがない、おむつがないなどの声を多く耳にしたそうであります。災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

今、全国各地で防災計画の見直しが始まっており、当市においてもこれから見直されることと思いますが、地方防災会議の委員数を少なくとも全体の3割にすべきであると考えます。さらに、防災、災害復興の担い手として女性リーダーを育成することも大事な視点であります。何より女性たちが意思決定の場に参画できる仕組みをつくるのが最大の課題であります。当市の災害対策に女性の視点について、市長のご見解をお伺いいたします。

2番、総合窓口についてであります。

本庁機能の集約化のスタートに伴い、総合窓口による住民サービスの考え方についてお伺いするものであります。

現在、横手市の窓口対応については各地域局で総合案内で取り組んでいる状況にあります。市役所の窓口は市民が最も身近に接する場であり、親切で思いやりのある的確な対応が求められております。行政の対応いかんによっては市長の市政運営にまで発展しかねないほどのことと大変重要視しなければならないと思います。

私は、総合窓口について、県内で平成14年にいち早く取り組んだ男鹿市役所に視察に行つてまいりま

した。検討に入ったのは平成10年からで、総合窓口検討委員会を立ち上げ、3年を経てスタートしております。平成15年に市民生活課、国民年金課を市民課、環境防災課に改め、総合窓口室、戸籍係、国民年金係を窓口サービス係に統合しております。市役所に入ると9つの窓口が一直線に配置されており、1番から5番までが総合窓口と位置づけられております。プライバシーの保護とバリアフリーの視点からすべてのカウンターを着座体面方式として間を仕切って、車いすの方が来ても2人が着席できるサイズのカウンターとなっております。玄関近くにはフロアマネージャーを配置し、来訪者の案内と誘導などが行われております。平成17年に男鹿市と若美町が合併し、若美町総合支所にも総合窓口が設置されております。

県内の状況は、13市中7市が総合窓口を運営しており、53.8%で、秋田市と由利本荘市が検討中であり、全国は平成17年の市町村合併の時点では377自治体が総合窓口を実施し、ワンストップ化している自治体は57.7%であります。私がびっくりしたのは、県内でも合併時から潟上市、にかほ市、仙北市などで取り組んでいたことでもあります。

横手市総合計画の自治体運営の効率化、高度化についての透明で効率的な行政運営と行政サービスの向上について、地域局における平成21年度窓口サービスの満足度アンケート調査では、22.9%であります。平成29年度までに80%の目標値となっておりますが、今後の総合窓口の取り組みのお考えについて市長のご見解をお伺いいたします。

3番、シックハウス対策についてであります。

平成24年、25年度開校予定の横手明峰中学校、横手北中学校におけるシックハウス対策についてお問い合わせいたします。

近年、揮発性有機化合物が人体に悪影響を及ぼすシックハウス症候群が問題となり、平成12年6月より厚生労働省が室内、空気中化学物質濃度の指針値を順次設定し、これに従い学校保健法の学校環境衛生基準が改定され、平成15年に施行されております。これにより、学校の教室の空気環境測定値が基準を超えた場合は、換気をするとともに発生原因を究明し、適切な措置を講じるよう学校の設置者に義務づけております。

シックハウス症候群は暑い夏に起こりやすく、天候や教室の配置や構造から十分な換気が行えない場合もあり、このときは改善策をとる必要性が生じます。新築校舎は有害な化学物質の空気中濃度が高いと言われております。症状は、目がちかちかする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など、人によってさまざまあります。子どもたちのアレルギーが年々増えていると同っております。このことから、平成24年、25年に新築される2校のシックハウス対策について、教育委員会としてどのような対応がなされているのかをお伺いいたします。

4番、こども事故予防ルームの設置についてであります。

この項につきましては平成14年3月議会から取り組んでいる課題であります。平成20年6月議会の答弁では、「パンフレットの配布や講習会の実施などの充実に努め、こども事故予防ルームの設置につい

ては、子育て中の方が多く集まる場所における効果的な啓発の方法について検討する」との答弁でありました。当市における新生児、乳幼児の家庭内での子どもの事故の状況は、平成21年、22年、14件と横ばいではありますが、その内容は、踏み台からの転落やプラスチックごみの誤飲や、浴槽などでの事故などとなっております。

厚生労働省の統計では、1歳から14歳までの子どもの死因の第1位は家庭内での不慮の事故であるとの報告がなされております。しかしながら、過去に経験したことが生かされていない状況にあります。保護者が子どもの成長の段階に応じてこれから起きてくるかもしれない事故に対して想像力があれば防げる事故もあるのではないのでしょうか。特に初めての子育てに奮闘している保護者の皆さんにはぜひ知っていただきたいと思うのであります。そこで、今一番子どもたちが集まってきているY<sup>2</sup>（わいわい）ぷらざの児童センター内にこども事故予防ルームの設置のお考えについてお伺いいたします。

5番、図書館の雑誌にスポンサー制度、についてであります。

平成18年に、私は広告事業の推進による財源の確保について、市の広報や各種封筒、ホームページのバーナー広告にとどまらず、公用車やごみ収集車の広告など多種多様な資産を活用した広告事業を提案しております。今年度、7月1日より市報に広告が掲載され、4社が参加し140万円の収入につながると言われております。今後も厳しい財政状況が続く中、積極的な広告事業の推進による財源の確保をお願いするものであります。

このたび提案する図書館の雑誌にスポンサー制度の導入については、岐阜県各務原市立図書館で取り組んでいるものであります。経費削減と雑誌コーナーの充実を目的といたしまして、雑誌の購入費を企業などに負担していただくものであります。企業などは図書館が指定する雑誌の中から提供するものを選定し、雑誌の最新刊にかけのビニールカバーには提供した企業名が表記され、裏表紙には広告を載せることができるというものであります。企業、団体の社会貢献にもつながることから、制度開始から1年が経過して、制度導入後、スポンサー企業が徐々に拡大されているようであります。当市の市立図書館においてこのような取り組みができないものかお伺いいたします。

これで一般質問を終わります。ご清聴大変ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お尋ねの1点目でございますが、災害対策に女性の視点をという部分についてまずお答えを申し上げたいと思います。

横手市防災会議の設置でございますが、災害対策法に基づく条例で定めておるところでございます委員31人、任期は2年でございます。この委員につきましては、条例によりまして行政機関や警察、指定公共機関などの長と市の幹部職員で組織することを規定いたしております。いわゆる充て職であるため、主体的に女性の委員を選任することが難しい状況でございます。しかしながら、ご指摘のとおり災害時の女性への対応は重要な課題でありまして、このたびの震災で開設した市の避難所では保健師がそうし

たことも含めてケアに当たったところでもあります。また、被災地の避難所へ女性職員や保健師の派遣も行いました。今後は県とも調整しながら女性の防災会議委員を選任する手だてを検討してまいります。また、条例では専門部会の設置についても規定しており、女性の皆様のご意見を伺える部会を設置し、防災計画の見直しの際にその内容を反映してまいりたいと思います。

なお、地域の防災リーダーの育成についてであります。これまでも火災予防組合の皆様にご尽力をいただいているところであり、今後もこうした活動を支援してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

2点目の、総合窓口についてのお尋ねがございました。

本年5月2日からスタートいたしました本庁機能の集約化につきましては、市町村合併時に分庁方式を採用した本庁機能を横手庁舎周辺に集約することと、秋田県平鹿地域振興局との機能合体をすることで市民の利便性を向上させることが目的でありました。また、住民サービスについては、市民にとって身近な行政組織である地域局でサービスを提供することを基本として取り組んでまいりました。このため、本庁機能集約化の取り組みでは住民サービスを1つの窓口で提供するような総合窓口は検討の対象としてはおりませんでした。

窓口の現状でございますが、着座対面方式を採用している窓口は増田、平鹿、十文字地域局であり、そのほかの横手、雄物川、大森、山内、大雄の各庁舎では一部の窓口で着座体面方式を採用しております。また、プライバシー保護のため間仕切りを設置している窓口は、横手地域局2階の税務関係窓口で10席、大森地域局市民福祉課で1席となっております。加えて横手庁舎では個別の相談業務ができるように1階と4階に相談室を合わせて8室準備いたしております。今後、間仕切り席を増加できるように施設の改善に努めてまいりたいと思います。

さらに、高齢化が進行する中で、今後、市役所の窓口を訪れるお年寄りの方々が安心して利用できるようにするためには、職員の資質向上が必要と考えております。特にコミュニケーション能力を高め、窓口を訪れるお客様の話をしっかりと聞きし、そのニーズを的確に把握し、きめ細やかなサービスを提供できるよう努めてまいります。

また、本庁機能集約化により空きスペースが多くなった地域局もあることから、地域局庁舎の有効活用の観点より総合窓口の可能性についても検討するとともに、受付窓口がわかりにくいフロアについては受付表示を工夫するなどの改善に努めてまいります。

1つ飛びまして、4番目のこども事故予防ルームの設置についてでございます。

この件に関しましては、ご指摘がございました駅前Y<sup>2</sup>（わいわい）ぷらざ児童センター、土日には200名ほどの方のご利用もでございます。こういう利用者数や利用の形態というものを考慮した場合に、1区画を確保してのモデルルームの増設は難しいものと考えております。しかしながら、市民の安全、特に子どもたちの安全と事故防止のための取り組みは重要と考えており、乳幼児健診などでの指導や地域子育て支援センター事業での消防士による救急講座を実施し、また、児童センターにおいては家庭な

どで発生しやすい不慮の事故に関する事例の掲示を行うことで保護者の気づきを促し、注意喚起を行うなど、さまざまな場面で啓発に努めております。

あわせて、今後は、ちびっこわくわくフェスティバルなどのイベント時に、視覚的、直感的に意識できるよう、パネルや展示物での注意喚起の仕組みを検討し、子どもたちの事故防止に向け効果的な啓発を行ってまいりたいと思います。

5番目につきましても、先ほどの3番と同様、教育委員会のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 教育委員会関係のお尋ねが2つございましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

まず1つ目は、シックハウス対策についてでございますけれども、文部科学省では、児童・生徒の健康を守ることを目的にして、先ほど議員のご質問の中にもありましたが、学校保健安全法における学校環境衛生基準の中で教室などの室内空気、化学物質の指針値を定めまして、検査の実施を義務づけております。また、同様に厚生労働省においても指針値を示しており、また、建築基準法でも規制があつて、二重三重のチェック機能が働いております。

市が新築する学校に使用されるフローリング、ビニールクロスだとか断熱材等はすべてフォースターと呼ばれる、フォースターはいわゆる4つ星です。4つ星の最上位規格のJ I S及びJ A Sの製品を使用しております。さらに、建築工事完了後にシックハウスに関する化学物質濃度測定を行って、例えば我々がよくテレビなんかで耳にするホルムアルデヒドなんかについては検査項目はいっぱいあるんですけども、1立方メートル中100マイクログラム以下であることを確認してから引き渡しを受けることになっておりますので、ご安心いただけるかと思ひます。

それから、2点目の雑誌スポンサー制度についてですが、ご提案の制度について、近年、関東、中部地方の公共図書館で雑誌コーナーの充実を図ってサービス向上を目的に導入する図書館が増加している傾向にあります。本市と友好都市である厚木市の中央図書館でも今年度からこの制度を導入し、5社から11誌の申し込みがあり、特段の問題もなく市民に提供されていると伺っております。

当市におきましても、雑誌の貸し出しが増加している傾向などに対応するため、24年度に購入冊数を増やすこととしており、また、先ほどの制度についても、24年度中に例えば横手市の広告掲載要綱との整合性を図ったり、横手市図書館協議会などのご意見を伺ったりしながら、25年度から導入の方向で今目指しているところですので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 1番の災害対策に女性の視点についてでありますけれども、この結果を受け

まして秋田県内も調べましたところ、非常に大仙市が進んでおりまして、防災計画の中に防災・復興における女性の参画の促進が位置づけられているんです。男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興体制を確立することが明記されているということでありますので。大仙市においては条例が制定されておりますので、一步進んでいるのかなというふうに思いましたけれども、防災計画の中に市としてそういった視点をしっかりと位置づけていくのかどうかという点を確認したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 先ほども答弁申し上げましたが、防災計画の中に部会を設置するという条項がございますので、それに従いまして女性の視点からということで部会を設置したいということを考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 質問がちょっと逆になってしまったんですけれども、やはり人選において、地方防災会議に女性の登用数はゼロということで、非常に私も、ええ、そういう状況だったのというふうに、ちょっと意外だったんですけれども。自治体の防災担当部局の女性職員については30人中2名ということで、非常にそこら辺が、人数がいなければやはり女性の意見というのは反映されないのではないかという。先ほど市長のほうからも検討していくというようなお話でありましたので、ぜひ登用数は、やっぱり3割はぜひ女性を配置していかないと生かされていないのではないかというふうに思いますけれども。そういう点について市としては、人選を決めるときにそういう視点が入っているのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今現在の防災会議の条例につきましては、充て職の選任でございます。具体的に申し上げますと、例えば国土交通省ですとかそれから森林管理署、あるいは平鹿地域振興局、警察、消防本部、それから東北電力、あるいは医師会、土地改良団体、LPガス協会、電信電話会社、NTT等というふうにそれらの団体から選出するというところでございまして、残念ながら今現在は女性の委員は入っておらないということでございますが、ぜひこの後県の方とも協議しながら、女性の防災会議委員を選任する手だてを検討したいということが第1点でございます。

それから、先ほども申し上げましたが、条例に専門部会を設けることができるというふうな規定になっておりますので、女性の視点からのいろいろな活動を考えた場合に、そういう女性専門の部会を設置したいということで今現在考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） そのように何とか女性が参画できるような形にしていきたいなというふうに思ひます。

それと、やっぱり女性のリーダーをいかにしてつくっていくかということがこれからの災害の課題になるかと思えますけれども、今協力してくださっている婦人会等を見ても、やはり参加してくれている方もおりますし、その地域によっては参加していないというような状況もございますし、そこら辺の女性リーダーの育成ということを市としてどういうふうに位置づけていこうとしているのか、そこら辺がちょっと見えないんですけれども。例えば平鹿町には女性消防団がおりまして、非常にいいなど。ソフト面で活躍してくださっていることも知っておりますし、やっぱりそういうところがこれから、私もずっと提案しているんですけれども、なかなか進んでいかないところを見ますと、そこら辺については、横手市として女性消防団の拡充というか全域で取り組んでいくというようなことは考えられていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 先ほども申し上げましたように、防災リーダーの育成については、今現在は火災予防組合の皆様にご尽力いただきながら対応しているところでございますが、今年度、平鹿の女性消防団が全国大会に出場ということで、いろんな訓練の場でもその成果を披露して、それぞれ反響があったところでございます。この後、各地域のそれぞれのいいところを結集しまして、さらには平鹿の女性消防団を1つの班として、これから横手市の防災に関する女性のパワーを結集して地域防災に努めていきたいということを考えておりますので、よろしくをお願いします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはり急所のところに行くのと、なかなかこの問題がずっと進展していかなくて、ずっと市の対応を見ても、女性に期待している部分は伝わってまいりますけれども、女性消防団となってくるとなかなか全域で取り組んでいくというような方向にはなっていないし、そのところについては全域で考えていくのか、それとも各地域の特色を生かしてそういう形にしていくのか、そこら辺については具体的にはどのように考えているんですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 実際に火事等災害があった場合に、やはり地域の消防団もございますので、それぞれ男性は男性、消防団は消防団の任務がございますので、すべてにわたって女性の力をおかりするというわけにはなかなかいかないと思っております。今行われておりますのは、訓練の際に、例えば後方支援ですとかいろんな面で、避難所の設営も含めまして女性でなければ気がつかない部分というのは多々ございますので、いずれ各地域一斉にとはいかないと思うんですが、それぞれの地域のいいところを結集させながら横手市としての体制を構築していきたいということを考えております。

ですから、まず我々のほうですべてこうあるべきだというふうな姿を一斉にやるということはなかなかできない、各地域ごとの歴史もございますのでできないというふうに考えておりますが、いずれこの後いいところを持ち寄りながら協議をして、やれるところからやっていって、最終的には全市にわたって同じような、地域の安心安全が女性の視点からも含めて守れることができればなというふうな考えて

おりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 東日本大震災というこういう大きな災害を受けて、どうしていくのかということをやったりこういうときにしっかりと位置づけてしていかななくてはならないというふうに考えますので、何とかその点はよろしく願いいたします。

それと、総合窓口の設置についてでありますけれども、既に県内では13市中7市が取り組んでおりまして、秋田市と由利本荘市が今検討中ということで、秋田市と由利本荘市が総合窓口を実施するとすれば、秋田県内では既にもう70%がそういう体制になっているという中で、横手市の取り組みはどうかという。秋田市に次ぐ2番目の都市という中で取り組みが少し遅れているのではないかとこのように私は思いますけれども、そこら辺についてはどのように市として考えておりますか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 合併協議の中でも実はそのワンストップサービスですとかいろんなことの検討はなされましたが、実際問題として、先ほど申し上げましたように、それぞれの窓口に着座体面方式ですとか、それからプライバシーの保護のための個別の相談室ですとか、そういうのを設けて今対応しているところでございまして。ただ、1カ所において例えば市長部局の業務やらあるいは水道の業務、あるいは教育委員会業務がすべてできるという体制にまではまだ至っておりません。いずれこの後、いろんな意味で業務の検討も毎年しておるわけございまして、その中で今議員がおっしゃられましたようなほかの自治体の例も参考にして、1カ所ですべてができるというふうなことに向かって検討したいと思っております。

なお、加えて申し上げるならば、今回ホームページの改正を行いまして、いわゆるFAQ、各部局における一般的な質問事項をすべて掲載しております。何千項目と掲載しておりますので、それぞれ職員がすぐホームページを参考にしながら、ほかの部局であっても一定の住民からの問い合わせにはすべて答えることができるというふうな体制をしいておりますので、いずれワンストップについては、総合窓口についてはこの後も毎年検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 平成23年10月現在の地域局別の窓口受け付け件数でありますけれども、横手地域局が1万4,278人で41.8%、次が十文字地域局で4,564人、次が平鹿地域局4,079人というふうに続いているわけなんですけれども、やはり横手地域局が、1万4,278人という人が来ているわけなんです。だからそういうところからすると、横手地域局の窓口体制というものをどのようにしなければいけないかということをやったり真剣に考えていただきたいなということと、あと、市の高齢化率が31.6%、島根県、秋田県が一番トップということで、横手市も徐々に高齢化率が高くなっていくことを考えますと、窓口の対応いかんによっては非常にそこら辺が私は心配であると。だからやっぱり高齢化にあ

わせた窓口の対応でなければいけないんじゃないかなど。

市民目線ということをよく五十嵐市長は使われますけれども、対座して同じ目線で語り合う中に、1つだけではないいろんな問題を今抱えておりますので、そういう中で優しさが伝わってくるような窓口体制にさせていただきたいなという思いで今回質問いたしましたので。何とか横手地域局の窓口のあり方というものをもう一度点検して、できれば総合窓口に近いような形で、徐々にそういう方向に持って行っていただきたいという思いで質問しましたので、そこら辺で何かご答弁があるとすればいただきたいと思っておりますけれども。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ありがとうございます。本庁機能が横手地域局庁舎にかなり入りましたので、横手地域局の窓口体制がほかの地域局と相当変わってまいりました。利用率も4割を超えているというようなことでありまして。そういう意味では、まだまだ不慣れな部分でお客様に迷惑をかけている部分があるのかなと思えます。

一番の問題は、横手地域局の1階フロアの構造的な問題が実はございまして、そういうハード面がなかなか難しいなということで過去に頓挫した経緯がございました。そういうこともあってなかなか進みがたいというような状況がございまして、伺いましたら他市においては相当、近隣他市は進んでおるようでございます。総合窓口といってもどういう仕組みを持ちながらやっているかということも我々はまだ承知いたしておりませんので、担当のほうでちょっとよく調べさせていただきたいなと。でも、そういうハードのあるいは施設の多少の限界はあるにしても、それを超えてやれる切り口はないかというような模索もしてまいりたいなと思っております。そういう観点でこの話を、総合窓口化に向けて前進させたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 3番のシックハウス対策についてでありますけれども、やはりこの部分においては非常に敏感に感じる生徒さんもいらっしゃるというふうに伺っております。調べましたところ、気管支ぜんそくとかアトピーとかそれぞれのアレルギーを持っている子どもたちが、重なっている部分もあろうかと思っておりますので人数はちょっとずれるかもしれませんが、1,000人を超えているという状況からすると、やはりそういう点をしっかりと、学校環境衛生基準はしっかりとされていて、星印が4つ星ですね、素晴らしいということで安心しましたけれども、私たちの中からは、完成しただけでその現状が見えないものですから今日は質問させていただいたわけなんですけれども。

やはりそういった点で、新築されてできるときはちょっと肌寒いときで、そういうシックハウス症候群がまだ、検査してはかると言われておりましても、温度が高くなるにつれてそういう傾向があるということですので、そういったチェック機能を、新築したときだけでなく春夏秋冬の中で調査していただいて、安全な学校、安心して勉学ができるような環境づくりをしていただきたいなと思っておりますけれども、そういうチェック機能はこれからどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 アレルギーの問題だとか、個人の体の反応の問題なんかは多種多様、フローリングだとかシックハウスだけじゃなくて給食の問題もある。牛乳は飲めないだとか、そばアレルギーで修学旅行のときにはそば枕は使えないだとか、多種多様な問題を学校は抱えてやっております。そのために、学校医だとか学校薬剤師だとかきちっとその制度をつくっておるわけでございまして、日常のものについてはそのような機関と相談をしながら、万が一にそのような傾向が出てきたなというときにはそれなりの先生方からご意見を伺ったりしながらやっていくと。今までどおりに一生懸命やって、そのようなことがないようにやっていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 例えぼうちを新築するとき、建ててくれる建材屋さんとかいろいろにお話しするわけなんですけれども、やっぱりそういう業者に対するチェック機能というのは示唆されているとはいいいましても、そういう確認というのは教育委員会のほうでなされておりますか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 先ほども言ったように、一例でホルムアルデヒドというのを話し申し上げましたが、私が見てもよくわからないほどの物すごいチェック項目がありまして、それを全部チェックしてもらって、それが大丈夫ということをお我々教育委員会は書面でいただいてというか横手市がということになるとは思いますが、そして受け取るということになるとは思いますので。チェックは万全にやりますので、よろしく願いします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 確かにチェック機能はしっかりとなさっていると思いますけれども、私が思うには、数字だけじゃなくて、建築してくださる責任者の方とのやりとりもきちっとしていただいて、できたときには万全を期したというような形にさせていただきたいということと、あとは、できたときに検査すると思うんですけれども、しっかりと検査して、大丈夫だというようなチェック機能を、暑くなってからでも、8月ごろにでもそういうチェック体制をしっかりとさせていただきたいという2つをお願いしたいと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 わかりました。しっかりやります。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） こども事故予防ルームの設置についてですけれども、子どもたちがたくさん集まるようなところに、例えばわくわくフェスティバルでパネルの設置とかいろいろとしてくださるという方向であるようでありましてけれども、具体的にはしっかりとそういうような形にしてお知らせしていくということが、目で見てそして感じて、そして具体的に危険であると察することが非常に大事だというふうに私は思っているんですけれども、そういうような方向で考えていらっしゃるのかどうかお伺

いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 先ほど市長も答弁の中で申し上げましたとおり、視覚的なあるいは直感的にそれらが把握できるといいますか、そういったものをパネルあるいは事例の表示等で示していきたいというふうな考えでございます。わくわくフェスティバルを含めて各種イベントの中でも、当然ながら受付の場所、あるいはその他のスペースを活用しながら、不慮の事故に遭ったケースなどを写真の掲示等でお知らせできる、そういったことでヒヤリハットといいますか、改めて家庭内での万が一の事故に備えられるのではないかなというふうなことを考えておるところであります。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） この子ども事故予防ルームの設置については、本当にずっと私の課題でございまして、ぜひ事故につながらないような体制をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

それと最後に、5番の図書館の雑誌にスポンサー制度をについてでありますけれども、確認ですけれども、25年度から実施の方向でしょうか。一言よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 先ほど申し上げました、25年度から実施いたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時05分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齋藤光司 議員

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

○18番（齋藤光司議員） 市民の会の齋藤光司です。

今回は2点、空き家条例についてと来年度からの学習指導要領の改定による中学校での武道の必修化についての2点を質問させていただきます。持ち時間が1時間ですので、早速質問に入らせていただきます。

まずは1点目、空き家条例についてであります。

いよいよ師走、今年1年を振り返ってみれば、昨冬の雪により倒壊した空き家の後処理問題に振り回

されてきた気がします。おかげさまで十文字の曙町の倒壊住宅への緊急対策は何とか降雪期までに間に合わせていただき、近隣住民ともども感謝をいたしております。ありがとうございました。今回かかった費用については、市として近隣住民を守るための緊急対応であり、しっかりと建物の所有者、相続人に請求をしていただきたいと思います。支払い能力の有無を前提とした対応ではなく、しっかりと法的手順をもってして請求をしていくということが、この地域でこの後急速に増えていこう空家対策として有効であり、逃げ得は許されないということを市として凛として示していただきたいと思います。

さて、今回、私自身非常に勉強をさせていただきました。現行法の中で倒壊住宅から近隣住民を守るという点で非常に難儀をしました。前議会で皆さんに見ていただいた十文字の倒壊住宅の写真を思い出していただきたいと思います。残存部分であるあの2階のはり、あの重量物のH鋼だけでも何とかしたいと春から奔走してきました。しかし、今の法律で対応するとすると、その点については非常に冷たいものでありました。一例として、地域局が行った当市の顧問弁護士への相談内容を紹介したいと思います。

「残存部分が今後倒壊して民家等に被害を及ぼす可能性があり、市で処分等ができるか」という問いに、「民対民が基本である。民家に倒れるおそれがあるからといって市が民家に被害が及ばないようにしてあげるとか、倒れたから責任を負うとかといった権限も義務もない。市が関与するということは、費用をだれかから取るとしても労力を使う。被害を受けるのは一般私人であり、私人の財産を市が保護する必要がない。自分の財産は自分で守れということになる。自分のところに倒れるのかもしれないのであれば、起訴をするなりやってくれという話になる」。これが基本であります。「しかし、市として最終手段として、建築基本法10条を根拠にして、その建築物が著しく保安上危険だというときに建築物の所有者や管理者、占有者等に対して建築物の除去などの措置をとることを勧告する規定がある。その勧告による措置をとらなかった場合、相当の猶予期限をつけて建築物の除去等の措置命令をすることができる。猶予期限を経過しても除去されない場合、行政代執行により建築物の除去などを行うことができる。ただし、特定行政庁、建築主事を置く地方公共団体に限る」、横手市は該当します。「ただ、行政代執行は市として財政面の課題や手続に係る時間等の問題がある」。こういうお答えでありました。

その答弁を聞いて、法律とはそういうものなのかと、ある意味で愕然としました。しかし、行政としてその法律を盾に市民の困ったに知らんぷりということでは余りにも無責任ではないかということでもあります。長い近所つき合いの中で勝手知ったる隣家といえど不在家主、また、相続関係も含めて難儀をしているからの空家問題であって、それを被害を受けた、また受けようとしている隣家が、民対民が基本、起訴する何なりやってくれというのは、余りにも行政として策がなさ過ぎます。市は、その空家また敷地に対しても固定資産税を賦課しているし、何よりもまた今ここで一生懸命暮らしている市民に対して安心安全の担保をして、この問題に真剣に立ち向かうべきと私は考えております。だからこそ、この法律のすき間を埋めるために市としての条例の制定を求めてきました。

そういう中、今回、当市の空き家条例の素案が上程されました。このこと自体は非常に難儀をおかけした、その思いでいっぱいであります。そういう中、隣町である大仙市も空き家条例を提案されています。隣町も昨冬の雪で痛めつけられた経験からしての提案だと思います。その比較の中で、我が市の条例では実態調査、助言、指導、勧告、命令、公表だけなのに、大仙市の条例案では、従わなければ氏名の公表だけではなく措置命令を出して行政代執行に踏み切ることも可能とする内容であり、また、空き家の所有者が市の助言等に従った場合には費用の一部を助成することも盛り込んだ内容であるとお聞きしております。

今回の両市の条例のベースは所沢市の空き家条例にあると思います。急ぎの場合、当市に合った条文作成に一字一句から検討していくよりも先進地の条文を参考に制定をしていく、その手法は正しいことですし、そのことにより今回、今冬の雪に合わせたという部分、何より750棟もの空き家が確認されている中で射的を射た提案であると思います。しかし、ベースにした所沢市と比較をして、空き家対策という環境の中で2点大きな違いがあります。1つは、積雪により当市では空き家の倒壊の緊急性、危険性が大きいことでもあります。2つ目は、解体した後の宅地の流動化が進まないことでもあります。この2つに所沢市とは大きな違いがあります。

このことを踏まえて、この地域に合ったよりよい条例の制定には、空き家として緊急性も含めた危険度の大きさの比較、また、解体しようとする動機づけの大きさの比較、この2点に地域としての創意と工夫がより求められます。そのことを念頭に、今住んでいる、またこれからここで生きようとする市民の安心安全を担保するためには、この条例には今の法律の抜け穴、不足を埋める条例にするべきだし、地域に根ざす実効性のある住民目線に立った現場主義の条文を求めます。そのために通告をしてありますので、順次質問をしてみたいと思います。

#### 1、空き家条例について。

①提案をされた当市の空き家条例は、空き家の倒壊並びに近隣住民への安心安全への切り札になり得るのか。

②調査、指導、勧告、命令、公表までが当市の空き家条例だけれども、なぜ隣町の大仙市が制定しようとしている措置命令を出してそれに従わなければ行政代執行に踏み切ることも可能とする条文を見送ったのか。積雪地帯での空き家の倒壊家屋からの近隣住民の危険防止、安心安全のため、また緊急性の対応のためにも絶対に譲れない条文ではないか。また、このことは追加提案をするお考えがないかお聞きいたします。

③所有者が助言等に従った場合には費用の一部を助成することも隣町の条例案には併記されているとお聞きいたします。所有者への支援と同時に、処理をすることによってここで生活をしている市民への安心安全確保への政策としての呼び水としてはかなりの効果は見込めると思います。なぜ当市では見送ったのか、またこれに対しても追加提案の考えはないかお伺いいたします。

④問題提起としてお聞きいたします。これからの少子高齢化、跡継ぎがないということ、また当地

での不動産価格の下落あるいは塩づけ、また固定資産税の負担等、もろもろの社会情勢の中ですべての相続人が相続放棄をすることが増加していく可能性が高いと思います。これに対して本市としてどう對抗策をとっていくのか。また、この条例で歯どめが効くかどうか、どう考えておられるかお尋ねいたします。

大きな2点目、来年度からの中学の武道の必修化についてであります。

私には内孫が2人います。1人は中1の男子、もう一人は小学校5年の女子であります。この下の子が今スポ少のバスケットで頑張っています。私はこの子のバスケットの練習試合を見て、いつも涙を流してしまいます。試合であり競技である以上しようがないのでありますが、勝つためには相手の弱いところをつくのが基本であります。私の孫は、この言葉で目に見えてよせ、きゃしゃでありますので、相手はそこをつくわけであります。一生懸命やっているんでありますが、殊体格差が物を言うバスケットボールでありますので、結果を出せない。だからこそ余計この孫に対していとしさを感じるのかもしれない。そういう私の孫のようなきゃしゃな子どもも含めて、来年度から中学の武道の必修が始まります。

私としては、もう自分の子どもではなく孫の世代の話で、学校のことは息子の世代に任せておけばよいんでありますが、ふと目にした新聞の中で、柔道での子どもの事故が非常に多いことを知りました。そういう中で、もし自分の孫がという思いの中で気づいたのでありますが、この武道の必修化に対し安全対策も含め学校からあるいは教育委員会から地域に発信をされる情報が余りにも少ないと思います。子どもたちの親には伝わっているのかもしれませんが、子どもたちは親だけでなく祖父母あるいはまた地域にとっても宝物であります。ぜひとも私の心配が杞憂であることをお示し願いたいと思います。通告をしておりますので、それに沿って質問を進めていきたいと思っております。

大きな2点目、中学校の武道の必修科について。

①本市での武道の選択はどういう手順で進められているのか。

②本市での武道場とハード面の準備は万全か。また、教える教師の育成はどうしているのか。

③柔道選択のケースが一番多いと思うが、中学の体育事故の中で柔道での死亡確率は2.376人、これは10万人当たりでありますけれども、ほかの競技と比べて突出して高い状況にあります。安全策として外部講師の手配等、万全の安全対策が求められますが、その準備は整っているのかどうかお聞きいたします。

④年間十数時間の使用のために道具類購入のための親の経済的負担はばかにならない額だと思いますが、教育用具として親の負担軽減のための支援策等をどのように考えておられるかお聞きいたします。

以上2点、壇上から質問をさせていただきました。よろしく申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 空き家条例についてお答え申し上げたいと思います。

初めに、このたびの条例を提案した趣旨を改めてご説明申し上げたいと思います。

本来、空き家は憲法で規定する財産権、民法で規定する所有権に基づき所有者が管理するものでありまして、その権利も保障されているところであります。このため、これらの権利も尊重する中で空き家対策の原則を定め、市民の協力を得ながら、この条例を根拠として所有者に適正な管理を促していくものであります。また、近隣に被害が及ぶなどの緊急時には、市民の安全確保を第一義に警察や関係機関と連携し迅速に対応してまいります。もちろんこの条例で空き家問題が飛躍的に解決するものではありませんが、まずは市として対策を進める上での姿勢をお示ししたいというものであります。

行政代執行については行政代執行法に担保された手続であり、個別の条例で規定しておらなくても行使できるものと判断をいたしております。しかしながら、実際の行使に当たっては個人の所有物に義務を課し、あるいは権利を制限する行為であるため、さきに申し上げた財産権や所有権の侵害が問われるおそれがあり、そうした法的措置に対抗できない可能性が高く、極めて慎重な判断が求められるものと考えております。こうしたことを考慮し、空き家対策に市が取り組むことを条例という形で明確に示し、個別具体に対処しながら行政命令や公表に至る前に問題の解決を図ることを前提としております。

ご質問の3点目でございますが、空き家対策を進めるためには、ご指摘のとおり所有者への支援策などを講じていく必要があると認識いたしております。まずは条例を定め、所有者への指導と実態調査を進めながら空き家の増加防止、空き家の活用、危険家屋の撤去などの支援策や制度の創設について、国が検討を進めております補助制度も視野に入れ、体制の整備とともに検討し、実施をしてみたいと思います。なお、前項でも申し上げましたとおり、緊急時には市民の安全を第一義に迅速な対応をしてみたいと思います。

この項の4番目の相続放棄についてであります。相続人がすべて相続放棄した場合、被相続人の債権者などの利害関係人の申し立てにより家庭裁判所が相続財産管理人、一般には弁護士や司法書士などを選任する制度があります。こうした相続放棄はそれぞれ個別の民事事案であり、市の対応については、ほかの空き家対策と同様に顧問弁護士とも相談しながら個別に検討し対応してみたいと思います。

大きな2番につきましては教育委員会から答弁をさせたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 中学校の武道の必修化についてのお尋ねがございました。

1点目が、武道の選択をどういう手順でということでありましたが、来年度からの中学校における新学習指導要領完全実施に伴って、保健体育において、1、2年生はそれぞれすべての生徒が武道を履修し、3年生では球技と武道から少なくとも1つを選択して履修することになります。各学校においてはこの学習指導要領の趣旨を踏まえて、学校の実情や保護者及び地域の実態に則して柔道、剣道、相撲な

どの武道の種目を選択して教育課程の中に編成するということになります。

なお、中学校では大体移行期間というのがございまして、3年間、今年までです、来年から実施ですから、3年間の移行措置を経て選択すると。今までの3年間の移行では全部の学校が柔道を施行しておりますので、恐らく柔道になるのではないかと思われませんが。今までもやってきたんですが、これを選択しますよというようなことを生徒、保護者及び地域にお知らせすると。学年末、PTAや入学説明会で周知していくことが必要であると考えております。

2つ目の当市でのハード面の準備は万全かという。先ほども申し上げましたが、3年間移行措置で実践をしております。その結果で申しますと、平成24年度は4中学校が武道場がありますので武道場で、それ以外の学校は主として体育館で武道の授業が行われることになります。武道の種目が変更になるという場合は余り、今の状況ですので考えられませんが、その場合でも体育館等で十分に対応が可能と考えております。

武道の必修化に向けた保健体育科の教員の養成、育成ということでございますけれども、これまでも県教育委員会が主催する体育学習指導者研修会に関係教諭を派遣し、研修の充実に努めてまいりました。また、平成20年度からは、男女を問わず全保健体育科教諭が県の総合教育センターにおいて武道研修講座を受講し、研修を深めております。

なお、武道必修に伴う事故防止については、平成18年度より市内全部の保健体育科教諭が、県教育委員会で行っているそれについても、学校体育担当者連絡協議会等において体育の授業中に起きる事故の事例や判例をもとに指導を受けております。

3つ目の、学校の体育事故で柔道というのは大変高い確率でけがとか事故が多いが、その対策はということでございました。柔道の学習内容については、相手の動きに応じての基本動作や基本になるわざを身につけ、攻防や勝敗を競ったりする楽しさ、喜びを味わう等、保健体育科の教員免許を持った教諭であれば、有段者でなくてもだれもが教授できる内容になっております。ちなみに、本市の中学校の男子保健体育の教諭は全員有段者、黒帯であります。そういうことで、楽しさを味わわせるということで。

私の経験として、平成11年、武道指導の国の指定を受けました。要するに、学習指導要領の改定というのは10年ぐらいかかってやりますので、最初にそのような指定をして、その実績でもって、その学校は武道指定をやったおかげで校訓が決まったというような、非常に喜ばしいことがあったわけですが、そういうのを経て、こういう状況だと必修化できるなということで今必修になっているということも押さえておきたいと思っておりますけれども。本市の中学校においてはこれまでも体育授業において、部活動は別としてですが、授業において大きな事故につながったというような報告はございません。今までの横手市の中学校での実践内容を踏まえて安全対策を講じて、万全の体制を整えていきたいと思っております。

なお、万一ですが、事故が起きた場合には、ご存じのように災害共済給付制度等も活用しながら、適切かつ丁寧に対応してまいります。

4点目が、年間十数時間というそんなに時数の多くない授業で使う柔道着等負担が大きいのではないか、何か措置はあるかというお話でしたが、備品については、例えば畳だとかそういうものは既に全中学校に備えつけてあります、必修化に向けて。個人所有になる柔道着は基本的には、辞書だとか、小学校の裁縫箱だとか笛だとかと同じように個人の購入というのは基本でございます。

今は、柔道部の柔道着などは違いますけれども、ふだん授業で使っているものは4,000円ちょっとぐらいのものを使っていると思われませんが。現在でも柔道着の購入は買う人は買う、それから地域の先輩、あこがれの先輩がいたりして、その人がもう使わないというので譲られたり、それから、学校の例ではPTA組織、ご父兄から、ちょっと高いのでもう不要になった先輩は学校に置いていってというようなことをやっていて、欲しい人にはやるということをやっている学校もありますので。教育委員会が余り指示しなくても学校はやると思われませんが、こういう例もあるよと。これは当然ほかの学校ももう情報として入っているので、そのようなことをやりながら希望者に提供できるような仕組みというよりも、そのような共助の精神でやってくださればなと思っているところですので、校長会等で話題にしていきたいというふうに思います。

なお、これも皆さんご存知のように、就学援助の対象になっている生徒には体育実技用品の購入のための全額補助というのが制度としてありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 教育長のお話は感心して聞いて、そうだなという感じでいました。ただ、そういう部分の中で、子どもが少なくなっている中で、非常に数字を見た中でやっぱり心配なんです。さっき言った私の孫、逆に上の子が非常に体格がいいのです、そういう中で、相手があることで、子ども対子どもで例えば乱取り、そういう乱暴な、必修化に向けて危険なことはしないと思うんですけども、もしうちの孫がだれかの子どもにけがをさせてしまうようなことがあってもこれも困る。下の子は逆にやられても困るけれども、上の子がやっても困る。そういう部分について十二分に配慮の上にも配慮をしてもらわないと、非常にここの地域の中で生きるという部分の中では大変なことになってしまうのではないかという思いがあるんです。

一生懸命やられているということもわかりますし、その部分は信頼しますので。ただ、やってしまって、さっき言ったとおりに共済制度があるとかという形ではなくて絶対に起こさないという気構えこそが必要だというふうに私は思っています。いずれ、いろいろ考えた中でですけども、要するに体育のときに補助員を設けるといところが各先進事例地にはありました。うちのほうはやっていないみたいですけども。そのために非常に準備として必要なのが、地域に根ざした柔道連盟なり柔道の組織の中で支援してくれる名簿づくりを含めて、やればやれることがたくさんあるんだなど。準備はしていると思うんですけども。その辺も含めて役所の連中にも、役所を退職した後でも逆に補助員の形の中で地域の子どものために支援をしてくれるという人たちがあれば大いにそれを利用していったほうが良いと思えますし、その補助員という部分の中でどういうお考えか、また準備はどうかされているの

か、1つその点だけ確認しておきたいんですけれども。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 まず、指導課程を私も実際に見てきましたが、最初はひぎをついての話からです、組み手はこうですよ。そして、立っての実技というのはもうかなり遅くというか、そのステップをちゃんと踏んだ上でやっていきますので、私は見ていて、ああ、これだと大丈夫だなと。それから、柔道部のある学校では柔道部員が体育の授業の中で補助をします。それから先生方も、今はもうチームティーチングで、我々が体育を受けたときみたいにワンフロアでがばっと1人で指導するなどという体制ではもうなくなっておりますし。

今議員のおっしゃった、もしそれでも足りないというような状況が起きれば、ないかなとは思いますがけれども、今のようなことは大変参考になります。ただ、心配なのは、有段者だとか自分が柔道を経験した人ほど危ないんです。子どもに教えるのに高度なところから始めますので。受け身とかといきなり始まったりします。それは柔道部ではありますけれども、授業ではそのようなことはまずない。さっき言ったように、2人ともひぎをついて、齋藤議員のお孫さんでも安全のように相手を選んで、私と組ませたりはしないで、きっちり相手をだれにするかも選んでやっていくというのが今、私が見ていてやっている実践状況でありますので。

なお、外部から入れませんという話をしているのではなくて、必要があればそのような体制も指導していきたいと思っておりますので。それから、必ず大きくなると思っておりますので、体育をやっていると。ご安心ください。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 一生懸命飯を食わせて大きくしなければならぬと思いがらですけれども。

ただ、やっぱりその中でいろいろ調べた結果心配しているんです。言っておくべきだろうと。言ったことによって共通認識を持つ、それから、教育委員会とかその部の中で、もちろん同じ行政区の中でありますけれども、子どもが卒業してしまったり、自分のうちに関係がなくなってしまうと、なかなか学校の情報が得られない。そういう部分の中で地域としてやっぱり情報は、余計に自分の身近に学校はなくなってきています。子どもたちを見る機会もだんだん少なくなってきている中で、学校の情報を大いに出していただきたい。

今回は、例えば今の話の中で、中1に教えるわざに体落としや大外刈りが入っている、実際に文科省の指導の手引きに。じゃそれだけ見てみると、うちの孫が大外刈りをやられて頭を打ったらどうしようとか、静脈が切れる後遺障害が275件も発生していると。自分の経験の中で生まれて初めて、高校に入って授業の中でしたけれども、柔道をやらせてもらいました。体格はいいほうで柔道部と当てられたんですけれども、そのときに攻撃こそは最大の防御なりなんて自分の頭の中で考えて無理にかかっていたら、気がついたときは保健室のベッドの上でした。気絶をするということを初めて柔道で体験しました、自分の中では。それ1回だけです。

だから、そういう経験も踏まえて、先生が見に行かないところで私の大きい孫みたいなのがやってしまったり何なりということも含めてあり得ると思うんで、そこあたりも十二分に配慮してお願いをしたい。本当に自分のことのように思っていますので、どうかひとつ、これは地域全体のことでありますんでお願いします。まずよくわかりました。ただ、発信だけはお願いします。

それから、今回の本題の空き家条例に入っていきたいと思います。

私はやはり行政代執行の条文が、隣町が入れなければいいです、隣町は隣町の考えがあって、自分たちは自分たちの考えの中でやる、それはそれでいいけれども。どうしても普通に暮らしている住民に起訴しろといったって、裁判所なんていうのは聞いただけで、訴訟なんていうのは普通の人間にとって一生に一度、ないほうが多いんじゃないですか。そういう部分の中で、今のやり方の中では困ったという部分の中で、簡単に言えば法律上そうなっているから起訴しろと、相談に来れば、いや起訴したほうがいいですよという、これが行政としての空き家対策なのかなと。

だから、その部分の中で、実効性だ。非常に今回、曙町の隣も空き家があったんです、言われたとおり。懇切丁寧に指導した結果、地域局は頑張ったと思います。その部分の中でそれがやっぱり、正直処理してくれた。今もう一軒もやっています。あちこちで去年の雪も踏まえて、今雪が降ってくるときに、解体してくれているんです。それは今条例ができるとかできないとかではなくて、きめ細かな市の行政としての対策で、気をつけなければできないという話だと思うんです。

だから、条例があるからそうだとかではなくて、条例によって抑止力というか、その部分の中であるとするならば、やっぱり隣町みたいに私は行政代執行もできると。やれというんじゃないですよ、できる論の中で入れておいたほうが非常に私はよりよい空き家条例になるんじゃないかと。補助金については今の国の支援等云々おっしゃいました。それは条例の中に入れなくても後で細目でも何でも入れていけばいいことだけれども、できるからというのではなくて、この空き家条例によってそういう放置、要するに今問題にしているのは、空き家対策というのは放置空き家ですよ、だからそれに対して市として条例をつくるんだから、やっぱり私は入れるべきだと、本当にそう思っているんです。このことについてもう一度だれか答弁してもらえないですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの第1回目の答弁でも申し上げましたけれども、まずこの条例そのものが、市としてこの種の対策を進める上での基本的な姿勢を住民の皆様にも明らかにするというふうなことにねらいがございます。その実効性を担保するものは、すべてのケースが個別でありますので、個別具体的に取り組む中で、今地域局の、十文字地域局の例を挙げられましたけれども、すべて事例が違います。これは職員が個別具体の事例に当たって解決策を見出す努力をするということの中で解決を図るのが基本的な姿勢でございます。

議員がおっしゃるように行政代執行するということをも可能とする、これは可能であります。何回も申し上げます。条例に書く書かないの問題ではないわけでありまして。書くことによってもしかしてそ

れに抑止力があるというふうにお思いだとするならば、私はちょっと違うのではないかなと。私は市民の皆さんに、条例の中でそこまで書く必要があるだろうかと、私はそう思います。隣の市がやるからという話ではなくて私どもは、代執行はできるわけですから、やる可能性はないわけではないけれども、それに至るまでの間に個別具体的なケースに則して職員が今まで以上に汗をかきますと、解決に努力しますということをこの条例の中で明記するのが大事なことではないかなと思います。

もちろんこのことによって、将来にわたって行政代執行を大乱発しなきゃならない事態が来るならば、それはやはり改正は考えなければいけないでしょうけれども、横手市民はそういうことではないというふうに思っております、私は。まず個別具体的に事情はみんなおありですから、お聞きして解決策をとることに考えることからスタートすべきではないかなと思ひまして、その項目は入れなかった次第。法律的なことはもちろんございますけれども、そういうことでございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 市長に向かって、目を見られてこうやらればうなずいてしまうけれども、私も私なりにやっぱりこれは必要だよなど。今年1年やってきてね。やってきて、性善説と鈴木副市長とはいつもやってしまうんですけれども、性悪説となるんですけれども。殊これに関して、市長とそれこそ3月議会だったですね、あのときも議論になった部分の中で、実際問題として今市で手をかけてしまったんですよ、それはやはり緊急性という部分だと。だから、さっき私も言ったとおりに、これはやるべきことではなかったんだけれども、ああいう事例がやっぱり出てくるときに、抑止力という部分の中で、やれということではないけれども、やっぱり条文を入れておくべきではないかなという。それは市長の考えだから、それは2人して水かけ論ですので、それはまず差しおいて。そこは100歩引きます。

100歩引いてもいいけれども、じゃその中で、逆にこの条例も生かしながら、条例ができました、今雪が降ってきたと、どこに相談しに行けばいいんですか。どこに相談しに行くと、例えば地域局のどの窓口でもいいんですか。本庁まで来なければいけないんですか。そういう形の中でこの条例を盾に、家をつぶさない努力をどのような形でやってくれるのですか。だから、そこを具体的に教えてください。そうすれば、そんなに心配、入れるとか入れないとかという話ではない、今現実には空き家があって、雪が降ってくるんです。そうした中で、その雪はだれがおろすんですか。具体的にそのことをひとつ教えていただければ、あと何も心配ないよという話になるんです。だれか教えてください。だれでもいいですから。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 空き家につきまして必ず管理する人が決まっておりますので、まずはその方に保全をお願いするというのが第一義でございます。例えばそれが道路に来た場合は、当然道路管理者が通行の妨げにならないように対応しますし、隣家等に危険が及ぶ場合は、この条例を相手にしながら現地に入って指導なりをするということでございます。

行政のほうのだれが受け付けになるのかという点については、私はすべての部署で受け付けをしていくということでまとめたいと思っております。それを総括する部分は総務企画部で当面は総括すると。この後、いろいろ必要に応じて市民相談等が広がった場合は、再度組織として検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 体制はわかりました。でも、今のこの条例の中で要するに助言、指導、勧告、命令、公表です、ここまで結果やると。でも、去年みたいな雪の中でこうやって隣に相談に来たときに、一月置いたらつぶれてしまいます、途中で何とかしなければいけないと。だからそこを聞いているんです。市長が行ったとおりに、この条例は市として空き家に対して安心安全を担保するために市の方針の大枠を出したんだと、それはわかりました、納得しました。でも、肝心かなめの去年みたいな雪の時期に隣に空き家があって雪がどんどん降ってくると、そうしたときに市の窓口まで行けばいいという話がされました。市の窓口に行けば何とか今年はしてくれるんだと、そう市民に言ったことなんですか。そうだとするならばわかりました。よかったです、よろしく願いしますと終わりますけれども、私のとり方でいいのかどうか。それをひとつ教えてください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 ちょっと勘違いされても困るんですが、空き家がありまして、それに雪が降って、その管理を行政が行うというものではないと思います。それについては先ほど申し上げましたように所有者が必ずおりますんで、その方に適正な管理をお願いするということでございまして。それが付近の住民なりあるいは付近を通学する子どもたちなりに、あるいは車なりに害が及ぶという場合に我々が入って指導なりお願いしていくということになるというふうに解釈しておりますが。

ですから、繰り返しになりますが、空き家が雪でつぶれそうになるとかという場合に、行政が直接手をかけると、個人の財産に手をかけるということではないと思っております。

以上です。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） そこが認識が違うんです、私と。

もっと詳しくわかりやすく言います。今、不在建物の一覧表があります。これは私の答弁のときにいただいたもので、今年の夏ですからもっと増えていると思います。要するに、今の空き家と言われるものが、さっきは750という話ですけれども、ここ全体の中で、7月現在ですけれども、それがつぶれた場合に被害が当該建物だけだと、私はこれは心配していないんです。

だから、隣家に影響、道路に影響、隣家と道路に影響、その中で隣家プラス道路、例えばこの中で道路に影響するやつは市が責任を持ってやるということなんですよ。例えばその人がやれなかったときですよ。今言った緊急性があるときに、道路については要するに市がしようがないからやるんだと。

ただ、隣家に影響する部分の中で、夏場の7月26日現在ですけれども、横手地域局に16件、増田地域局に7件とかと、こういう数字が出ています。そういうものについては、隣の家の雪下ろしを隣の人がやるべきだという話なんですか。要するにその人がやらないときに。不在家主でほかに行っていて、その中で、やれなかったときに市にお願いをすとしても、市は道路についての部分はやるんだと、これは万人に迷惑がかかるといけないから。でも隣家にとりいう部分の中で、隣の家に被害があるのだから、民対民が基本だから、被害があるのはあなたの家ばかりだからあなたがやればいいという話の指導になってしまうんですかということなんです。それでいいんですかという話です。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 もう一度申し上げますが、実際に、先ほど来市長が申し上げておりますように、個別の検討の事案、ケースは個別に皆違うと思います。今回の、先ほど申し上げました道路の件について実際にあったケースについては、具体的には十文字の曙町なんですけど、道路に倒れました、そこを通行するためにはそれを撤去しなければいけません。道路管理者が撤去をして、その費用を相手方に請求できる、請求しました、これは弁護士さんとも相談しました。今度は相手の敷地の中ですが、所有権は市にありませんので、相手の財産に入ってやる場合に、あくまでも危険だということで、今流に言えば代執行に近い形なんですけど、これは危険だからこそ相手の財産の、所有者の方から了解をとって全部崩しました。その場所に崩しただけであります、撤去はしませんので。崩した費用についてはそれは請求はできないと。市に対しては市が所有権も何もございませんので、請求は相手にはしていません。

ですから、先ほど来、被害の影響で、今11月10日現在の予想で、隣家プラス道路等、それから道路に影響、隣家に影響が全体の27%、200戸ぐらいあるんですけど、それについては、まずは財産の所有者に適正な管理をお願いするというのが我々の仕事だというふうに考えております。それが道路なり隣家なりに危険が及ぶと個別に判断した場合は、それはケースバイケースで相手に指導なりをしていくということで、最終的には命令までいくのかどうかわかりませんが、いずれそういうことをお願いしていくというのが今回の条例の趣旨でございます。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） もう3分ありますので、違反ではありませんので。

そういう中で、あと聞きません。聞いても私と深い溝があります。そこの中で、今年1年見させてもらいます。これで本当にやったら、あのとき失礼なことを申し上げたと私は謝ります、ここで。だから本当にやってください。これは本当に喫緊の課題、非常に今みんな年をとっているのだから、我が家の雪1つ困るときに、隣の家の雪何としたりいいだろうという相談がやっぱり非常に多いんです。750件あることですよ。だから、そういう部分の中で見させてもらいます。そして、春になって私がここで謝るのを楽しみにしててください、一生懸命やって。じゃ、よろしくお願ひします。

---

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明12月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時04分 散 会

